

「RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成22年5月17日(月) 19:30～22:45

場 所：栗東市役所 第1会議室

出席者：(滋賀県) 正木部長、上山管理監、岡治室長、中村主席参事、井口室長補佐、卯田主幹、平井副主幹、秦主査

(栗東市) 乾沢部長、竹内課長、太田主幹

(連絡会) 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイの各自治会から計26名

(傍聴者) 2名

(県会議員) 九里議員、西川仁議員、西澤議員、三浦議員、木沢議員、森議員

(市会議員) 太田議員、池田議員、北野議員、下田議員、田村議員、野村議員、林議員、藤田議員、山本議員

(マスコミ) 読売新聞、朝日新聞、毎日新聞(2人)、京都新聞、中日新聞、滋賀報知新聞、NHK、びわ湖放送

(出席者数 63名)

1. あいさつ

室長：皆さん、こんばんは。お疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。ございます。

定刻になりましたので、ただいまから、RD事案に対します周辺自治会の皆さんとの話し合いを始めさせていただきます。

話し合いのはじめにあたりまして、県の正木琵琶湖環境部長よりご挨拶申し上げます。

部長：改めまして、皆さん、こんばんは。ただいま紹介いただきました、琵琶湖環境部長の正木でございます。よろしくお願いたします。

大変お疲れのなか、この話し合いにご出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。次第でございます。

それでは早速、説明に先立ちまして、簡単にご挨拶させていただきますと、先月4月20日には、「今後の県の対応方針」につきまして、連絡会からいただいた質問事項等に関しまして、補足説明、あるいはより踏み込んだ説明をさせていただいたところでございます。

この県の説明を受けまして、各自治会のほうでは精力的なご検討をいただき、

さる10日には、連絡会から住民提案書という形でご意見をいただいたところでございます。

これは「今後の県の対応」に対しまして住民の皆さまがたが熟慮を重ねてまとめていただいた、言ってみれば、最終的な、といってもいいくらいの提案だろうと、そう受け止めさせていただいております。

本日の話し合いでは、調査手法等の細部にわたって、完全に納得をいただく、そういったことは難しいかとも思いますが、少なくとも調査に踏み出すことに住民の皆さんの合意が得られますように、環境省とも十分相談の上、具体的な行動に移っていないこの現状ではこれ以上はなかなか難しいというところまで、踏み込んで今日は県の回答をさせていただきたいというふうに思っております。

もちろん、申し上げるまでもなく、調査であれ、具体の対策工事であれ、行政代執行という形で行います以上、これはすべて県民の皆さんが納めていただいた税金を使って行うこととなります。

また、国の承認ですとか財政支援もいただかないとできるものではございません。

このため、当然のことながら、経済性ですとか、あるいは合理性といったことが強く求められる、そういった点もご理解をいただきたいと存じます。

また、たとえば、土地の県有化ということにつきましても、それには破産管財人や多くの債権者のご理解、議会の議決のようなことも必要になってまいります。

そうした複雑多岐にわたる調整が今後必要となってまいりますので、具体の調査に着手できていないこの段階では、多少歯切れの悪い面もあろうかとは思いますが、県としましては、回答したことは、たとえば考えているというふうにお答えしたことで、我々は確実に実行したい、そういうつもりであるということをご理解いただきたいと思っております。

また、私自身も、個人的に、あまり駆け引きをしたりということは好きではございませんし、また、住民の皆さまがたもこの10年間余にわたって真剣にこの問題にお取り組みをいただいているわけでございますので、そうした駆け引き的なことは一切排除して、とにかく、できることはできる、検討の余地のあることは検討の余地がある、というふうな言い方で、今日はさせていただきたい、そう思っております。

R Dのこの事案につきましては、10年以上にわたりまして周辺住民の皆さまにご心配をおかけしているわけでございますが、今日の話合いを、現在進めております焼却炉の撤去同様に、具体の調査ですとか対策に進む確実な第一歩にさせていただければと、そのように思っている次第でございます。

住民の皆さん、また、行政のいずれの願いも、一日も早く具体の調査や対策工に着手し、安心して暮らせる住環境を取り戻そうという思いは完全に一致をいたしていると思っておりますので、ぜひともご理解をいただきますよう、ほんとうにお願いをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

2 説明

室長：それでは、さきほど挨拶のなかにもございましたように、住民提案をいただきまして、それに対する県の回答をお配りしております。

「滋賀県のR D処分場調査対策案に関する住民提案について(回答)」という、お配りさせていただいている5月14日付けのもの、この内容につきまして、正木部長よりご説明をさせていただきます。

部長：それでは、お手元に皆さまがた資料をお持ちだろうと思いますが、県の回答につきまして、詳細な点を、順をおってご説明させていただきたいと思っております。

まず、大きな1番目の「合意すべき基本4項目」について、その中の1項目目、「住民との合意と納得のもとに調査と対策を進めること」についてでございますが、県の基本的なスタンスは、これまでからご説明しておりますとおり、住民の皆さんの合意のもとに進めていく、そういうものでございます。

また、これにつきましては、知事が、合意なしには執行しないというふうに明言しているところでございます。

次の、2項目目の「土壌と水質の汚染拡大を抑止する、あるいは効果的に軽減するために、有害物を除去すること」、これにつきましては、これまでに得られた調査結果や、今年度行いますボーリング等の調査結果を踏まえまして、有害物をできる限り除去する考えでございます。

次に、3項目目の「処分場跡地を県有地化することで将来の安全性を確保すること」につきましては、これまでから説明させていただいておりますとおり、周辺住民の皆さんのご不安を解消するためにも、対策工完了後の県有地化を検討してまいりたいというふうに考えております。

ここで「検討」というふうな言い方をさせていただいておりますのは、先ほども申しましたように、これは現在は破産管財人等が管理をいたしているわけで、いわば公的な管理下にあるわけでございますが、これを県有地化しようと

思いますと、いろんな困難がございますし、調整課題もございます。もちろん議会の議決のようなことも必要になります。まあそうした非常に困難な課題があるわけでございますので、私どもも確実に県有地化するということを申し上げにくい点もあるんですが、当然、県有地化の方向で進めさせていただきたい、そのように考えております。

最後の4項目目の「この問題を発生させた県の責任を明確化すること」につきましては、「RD最終処分場問題行政対応検証委員会」からいただきました報告書を踏まえまして、RD社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さを認識しまして、こうしたことが二度と起こらないよう、再発防止策として、「立入検査マニュアルの作成」ですとか「指導監督体制の強化」などの対策を講じてきているところでございます。また、今後とも不法投棄を未然に防止すること、また初期の段階で対策を講じることを最優先にいたしまして、不法投棄防止対策を進めることで、県の責任を果たしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、仕事というのは結果がすべてでございますので、二度とこうしたことが起こらないようにするのが県の責務だろう、このように考えております。

続きまして大きな2番目、「今後の調査・対策にあたっての意見」についての県の考えをご説明させていただきます。

まず、0番目の「除去すべき対象となる有害物」についてでございますが、の「特別管理産業廃棄物相当の有害廃棄物等」につきましては、見つければすべて除去する考えでございます。

の「環境基準を超える有害廃棄物等」につきましては、生活環境、特に地下水への影響の度合いが高い場合には、早期安定化への寄与という観点から評価することになります。お手元の文書では「有害調査検討委員会の助言を受けて個別に判断して対応する」、こういう表現にさせていただいておりますが、県としましては、こういったものについても除去の対象とする考えでございます。

にあげておられます「上記以外の、地域の自然環境、また住民生活に負荷を与える有害物の除去」でございますが、除去につきましては、土壌や地下水の環境基準が設定されている項目を基準に判断していきたいと考えております。

次に、1番の「ボーリング位置」についてのご提案についてでございます。

まず、1つ目の「メッシュ調査には、これまで未調査の建築物の区域（構造物の地下）も含めてはどうか」とのご提案につきましては、これはだいぶ強固な建物が建っておりますので、物理的に調査が可能であれば、これも対応いたします。

2つ目の「メッシュ調査に加えて、元従業員等の不法投棄証言があった地点について調査をしてはどうか」というご提案につきましては、4月20日にお答えしましたとおり、対応いたします。

次に、2番の「ガス調査」についてでございますが、1つ目の「表層ガス調査は君津方式を活用する」とのご提案、2つ目の「孔内ガス調査は、ポータブル・ガスクロを用いて行う」とのご提案、3つ目の「精密分析はガスクロマトグラフで分析する」とのご提案、いずれにつきましても、県も同様の考えでございます。

次に、3番の「地下水モニタリング」についてのご提案についてでございます。

まず、1つ目の「A2とB2地点付近に新たな観測井を追加し、北または北東側への地下水の流れ等を確認する」とのご提案につきましては、ご提案のとおり調査地点を追加したいと考えております。また、地下水の流れは新たな観測井戸を含めた一斉水位測定で、より正確に把握したいと考えております。

2つ目の「観測井戸とするボーリング孔は、水の汚染分布が把握できるように、多く確保する」とのご提案、3つ目の「モニタリングは、地下水のみならず、浸透水も対象にして行う」とのご提案につきましては、県もまったく同様に考えております。

続きまして、4番目の「サンプリング方法」でございますが、1つ目の「分層ごとに試料分析をすべきである」とのご提案につきましては、予算の制約もございまして、ご提案も踏まえまして、以下にお示しする方法を基本として、できる限りの対応をしたいと考えております。

サンプリングは、まず、上層・中層・下層の3グループ、または上層・下層の2グループに分けまして、各層試料を等量、同じ量で混合を行い、それをそ

それぞれのグループの分析試料といたします。

このグループ試料の分析値から、それに含まれる各層試料が土壤環境基準を超えると推定された場合は、その項目につきまして各層ごとの試料分析を行います。

なお、グループ試料から各層試料の分析に進む場合の判断基準につきまして、有害物調査検討委員会の助言を受けて、決めていきたいと考えております。

次に、2つ目の「サンプリング前に、汚泥・焼却灰を判定するにあたっては、試料を現地で電子レンジ等により乾燥処理する等、工夫して行うこととする」とのご提案についてでございます。

先ほどご説明させていただきましたとおり、グループ試料に含まれる各層試料が土壤環境基準を超えると推定される場合には、各層試料の個々の分析に移りますので、各ボーリングコアを網羅的に分析できると考えております。

したがって、別途、汚泥・焼却灰を判定する必要性はなくなるのではないかと考えております。

なお、もちろんボーリングのコアサンプルにつきましては、住民の皆さんにもご覧いただきたいと考えております。

次に、5番目の「まとめて存在する環境基準を超えるもの」についてのご提案の1つ目、「『まとめて存在する』という表現は受け入れられない。『有害物を撤去することを原則にして対策をとる』とされたい」ということについてでございますが、これにつきましては、先ほど0番目ののところでご説明させていただきましたように、環境基準を超える有害廃棄物等につきましては、生活環境、特に地下水への影響の度合いが高い場合には、早期安定化への寄与という観点から、除去の対象とするものと考えているところでございます。

続きまして、6番目の「調査方法の詳細」の1つ目、「含有試験結果を受けた対応について、『有害物調査検討委員会に諮り』の部分削除されたい」とのご提案についてでございます。

含有試験結果に対する対応につきましては、今後作成いたします支障除去対策実施計画の中でその対応の根拠を科学的、合理的に示しまして、環境省等の技術的審査を受けた上で、環境省の承認を受ける必要がございますので、有害物調査検討委員会の助言は得たいと考えております。

2つ目の「水質の分析については全量試験とする」とのご提案でございます。

地下水汚染の状況を正確に判断するためには、国が定める方法、例えば「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」などに基づく方法で実施する必要があるものと考えておりますが、全量試験の実施につきましては、どのような場合にするのかということは、具体のケース毎に、有害物調査検討委員会の助言、あるいは環境省の助言を得て、必要に応じてさせていただきたい、このように考えております。

次の、7番目の「有害物調査検討委員会の委員の選任」についてでございます。

1つ目の「専門家は、県側、住民側同数でなければ受け入れられない」とのことでございますが、今回設置いたします委員会は、あくまでも県が最終判断をするための、専門的な助言をいただく場であります。

したがって、基本的に各委員から、それぞれの専門分野についての助言をいただくことを想定いたしておりますが、意見を集約してしまうとか、あるいは多数決で委員会の方針を決めることを前提とはいたしておりません。

住民の皆さんからも、ぜひ専門家をご推薦いただきたいと考えております。

また、委員の選任や員数につきましては、住民の皆さんがたのご提案も参考にさせていただきながら、最終的には環境省の助言をいただいて、決定したいと考えております。

2つ目は、『硫化水素問題調査委員会』『RD最終処分場対策委員会』の教訓をどのように総括をし、どのように改善した委員会とするのか、明確にされたい」とのことでございますが、これにつきましては、両委員会に関して、これまでに住民のみなさまから示されたご意見等も踏まえまして、委員会の運営に対する信頼を幅広く得られるよう努める見地から、次にお示ししますような方針を基本として運営をしてみたいと考えております。

1つ目は、委員会の公開性を十分に確保するという観点から、委員会を公開で行いますとともに、議事録や資料につきましては、積極的な公開を行ってまいります。

2つ目は、委員の選任につきましては、県のみが行うというのではなく、住民の皆さんから推薦される委員も選任させていただきます。

3つ目は、委員会の開催場所は大津市内に限らず、できるだけご参加いただ

きやすいように、状況に応じた開催場所とする考えでございます。

最後に4つ目といたしまして、委員会が住民の皆さんの意見を伺ったり、必要に応じまして、委員以外の専門家のご意見をお伺いする機会をぜひ設けたいというふうに考えております。

続きまして、8番目の「対策工法」についてのご提案、「有害物については、最低でも許可容量を超える分量を撤去する」ということについて申し上げます。

最終処分場として許可されている段階でございましたら、廃棄物処理法に基づき事業者に対して「改善命令」を出しまして、許可容量を超える分量すべての撤去を命じることになります。

しかしながら、ご案内のとおり、RD処分場の場合はRD社の破産により許可が取り消されておりますので、県がRD社に代わって支障除去等の事業を行うこととなります。

この場合ですと、税金を使って事業を行うこととなりますことから、「生活環境保全上の支障またはそのおそれを除去または防止」するために「必要な限度において」、できるだけ経済的、合理的な方法であることが要求されるということをご理解いただきたいと思います。

なお、このことにつきましては、昨年11月22日および本年1月23日の話し合いの場におきましても、環境省からも詳しく説明があったところでございます。

最後の9番目、「その他」でございますが、まず1つ目の「地下水汚染をくい止める緊急対策として、下流部に必要数のバリア井戸を設置する」とのご提案について申し上げます。

バリア井戸の設置につきましては、詳細な検討が必要でございますことから、恒久対策の一環として検討すべきものと考えております。県としても、有効な対策のひとつという認識で進めさせていただきたいと考えております。

なお、現在進めております緊急対策工事におきまして、既設の浸透水井戸から浸透水をくみ上げて水処理する計画でございまして、これによりまして、一定の地下水汚染の拡散防止が図れるものと考えております。

2つ目の「既に有害物の存在が明らかになっている区域については、速やかに掘削除去を行う」とのご提案についてでございますが、有害物の掘削除去につ

きましては、対策工の中で実施させていただきたいというふうに考えておりません。

最後に、3つ目の「元従業員の証言によって有害物の埋設が強く疑われる区域については、掘削調査や有害物除去を行う」とのご提案につきましては、ボーリング調査の中で必ず詳細に調べていきたい、そのように考えております。

まず、私からの説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

3 意見交換

室長：それではこれから、ただいまの内容につきまして、意見交換をさせていただきたいと存じます。

今の提案、多岐にわたってございますので、効率的、有効な話し合いになりますように、まず提案の大小というのがあるかと思うんですが、テーマ毎に意見交換をさせていただきたいと思います。

「合意すべき基本4項目」、この順番は疑義あるかもしれませんが、2番の「土壌と水質の汚染拡大を抑止する、あるいは効果的に軽減するために、有害物を除去すること」についてご説明させていただきました。この内容につきましては、この後のページにいろいろと関連しております、環境基準を超える有害廃棄物はどうするのか、というところ、あるいは試料分析のサンプリング、含有の問題、いろいろあるわけでございますけれども、まず、有害物を除去することという部分に関しまして、意見交換を進めさせていただきたいと思います。

まず、基本項目の2番、これまでに得られた調査結果や今年度行うボーリング等の調査結果を踏まえて有害物をできる限り除去する、という方針には、大きな話として書かせてもらっておりますので、そう大きく否ということはないのかなと思っております。これに関連しまして、2ページの0番の、1番につきましては、特管物相当の有害廃棄物につきましては、除去するというところでございます。

2番、環境基準を超える有害廃棄物等、これにつきましては、先ほどご説明させていただきましたような状況でございます。これにつきましてまず、意見交換をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

今、先ほどの内容につきましては、環境基準を超える有害廃棄物等につきましては、生活環境、特に地下水への影響の度合いが高い場合には、早期安定化へ

の寄与という観点から評価することになるということでございます。ここでは、委員会の助言を受けて個別に判断するとしておりますけど、県といたしましては、こういうものにつきましては除去の対象とするという思いでございます。

住民：部長さんのほうからも話がありましたが、検討委員会の助言を受けて個別に判断するというんじゃなくて、早期安定化への寄与という観点から除去すると、これはそういうふうに解釈していいわけですよね？検討委員会にいちいち諮らないと。

部長：それは、除去するというのを県の基本にさせていただきたいと。ですから、検討委員会にお諮りするにしても、県としてそういう考え方の下に、仮に何か諮らなきゃいけないものがあっても、それを基本にさせていただきたい。そういうことでございます。

住民：それを、今日住民と県のほうで合意したというふうに理解していいわけですか。

部長：はい。それで結構です。

住民：もちろん、いろんな助言を受けるためには、検討委員会のほうから助言をいただくということは...

部長：助言をいただくことは当然ありますので...

住民：あると思いますが、環境基準を超えた場合には出すと。そういうことですね？ありがとうございます。

部長：あの、当然、今、生活環境への影響の度合いの高い場合、というのが当然あるわけなんですけど。

住民：度合いが高い、というのは具体的にどういうことなんですか？

部長：逆に言えばですね、それが今、まだ調査が進んでない、まだ入ってもいない段階ですから、我々は、生活への影響の度合いが高いというのは、今すぐ、じゃあどういふのがあつたというの、なかなか言いにくいというのもあるのですが、そういうものは除去したい、除去する、という方針だということです。

住民：それは大変大事なことでね、そこは曖昧にはできないと思うんですよ。今まで何回も調査やってきてますので、60メートルメッシュもやっていますから、だいたい今の状況というのはある程度わかっていると。そういうのも踏まえて、度合いが高いというのは具体的にどういう有害物質なのか、どういう基準なのか、そのへんを、地下に影響の度合いが高いというのは具体的にどういうものかと...

部長：物質ということですか？

住民：いやいや、そうじゃなくて、総合的にね、具体的にお話をしていただきたいと。

管理監：　　さん、ありがとうございます。少し理屈っぽくなりますけれども、よろしいでしょうか。

住民：はい。

管理監：当然、先ほども部長の話にございましたように、恒久対策工の中で撤去すると、こういうことでございます。で、恒久対策工は国の支援を受けて実施すると、こういうこともご案内のとおりでございます。そうしますと、たとえば、この場所でこの物質をこれだけ取りますよ、という県の計画を策定するわけでございます。これもご案内のとおり。で、県の計画を策定するときに専門家の助言を聞きますよと、こういうことでございますよね。それは、県の計画を国に出し、国の技術審査をクリアして初めて国の承認が得られて、国の支援が受けられると、こういうことになるわけです。

そうしますと、この物質が環境への影響度合い、あるいは、これを除去することで早期安定化への寄与度が高い、こういうことを客観的に示す必要があるわけでございます。合理的に示す必要があると。こういうことでございますから、なかなか今おっしゃいましたようにですね、影響度が高いものを具体的にどうだと、今はっきり申し上げるのは非常に難しいかなあと考えております。ただ、基本として我々もできるだけ有害物は除去したいということですから、有害物除去の対象とさせていただきたいと申し上げたわけでございます。

ご案内のとおり、対策工全体につきましても、経済性の制約があるわけでございますから、そういう制約の中で、県としては、極力、有害物を除去するという方向で考えていく、少し理屈っぽくなりましたけれども、そういうことで

ございます。

住民：ひとつだけ。ということは、我々が環境基準を超えたものを出してくださいというのはずっと要求してますけど、それは、環境基準のガスの基準がありますね、含有がありますね、溶出がありますね、これらについて、基準を超えた場合は、即、出していただけるといふふうに理解していいわけですね？

管理監：それにつきましても、ここで申し上げております環境基準といえますのは、当然、環境基本法に基づくものと、ダイオキシンについては特別法に基づくもの、こういうことを考えております。また、含有基準については別の、ちょっと後から...

住民：別というのはどういうことですか？含有・ガスがものすごく大事になってくるんですけど。

管理監：今ここで問題にしておりますのは、溶出基準、まあダイオキシンは別ですけども、溶出試験で環境基本法に定める基準、すなわち環境基準を超えたものを申し上げているところです。

住民：溶出だけなんですか？環境基準という中には、土壌基準や地下水基準とかいろいろありますね。その中には含有とかガスとか、もちろん水も、ありますよね。溶出だけじゃないですよ。

管理監：今、申し上げました環境基準というのはそういうことでございます。それと、4月20日に補足説明をさせていただきましたときに、従来の住民の皆さん方からのご提案を踏まえまして、含有試験をさせていただきますということをお答えさせていただいたところでございます。で、我々としては、これで何が問題になるかといいますと、環境基準は超えないけれども、土壌汚染対策法の、まあ溶出基準は環境基準と一緒にですから、土壌汚染対策法の含有基準を超える部分、これをどうするかという悩ましい問題がある。これにつきましては、環境省とも、今日もやりとりをしましたけれども、これについてどういう対応をするのかというのを十分に検討する必要がありますねと、こういうことでもございましたので、前回も、専門家の調査委員会のアドバイスを受けて、適正に対応したいと申し上げたところでございまして、それについては今回も変わっておりません。

住民：すみません。もう一つだけ。要するに、環境基準というのは我々が常に言っているのはガス、これも基準があります。溶出、含有もあります。是非、これをクリアした場合、これを除去していただきたいということをお願いして、ちょっと長くなりますのでこれで終わらせていただきます。これに関して他の方に話をきいてください。

主席参事：今のガスの環境基準についてだけお答えさせていただきますが、大気汚染防止法で規制しておりますガスの基準というのは、硫黄酸化物とか窒素酸化物とかこういったものでございまして、ここの処分場で我々が問題としております硫化水素などについては環境基準がございませんので、これは、ここにございます、我々が申し述べておりますように、今までからモニタリング対象になってました硫化水素なりの危険なガスが出てきた場合には、これは当然対応させていただくという話になったということです。これは環境基準の話ではないというふうに考えております。

住民：主にVOCのことなんです。ベンゼンとか。

主席参事 あ、今おっしゃってるのはVOCのことですか。

住民：ガスといたらいろんなありますやん。

主席参事 ですから環境基準ですよ。VOCについては、皆さんからご提案の君津式でやれば出る、というレベルの濃度であれば、これは問題のある濃度ではないというふうに考えています。さっきから申しております硫化水素なり、その他腐敗性のガスですね、こういったものについては重要だといった感じになるかと思えます。VOCについてはむしろ皆さんからご提案のとおり、それが水に溶け出して地下水にどういった影響を与えるかというのがひとつのメルクマールになろうというふうに考えております。

室長：今の「環境基準を超えるもの」につきまして、他の方、なにかございませんでしょうか。4ページの5番の1につきまして同様のものがございます。

住民：あの、環境省がね、焼却灰とか汚泥をね、非常に、より有害物の存在が危惧される焼却灰や汚泥を積極的に、と言っているわけですね。だから僕はこういう方法でも見つけにいく方法というので提案してるわけですけども。これだと、そういうのを探していかないという。

室長：それにつきましてはちょっとまた後で。

住民：有害物を除去するという観点から、9の「その他」の2番がそれにかかわってくるのかなと思うんですけども、回答いただいているのは有害物の掘削除去については対策工の中で実施する考えです、という回答をいただいている、こちらのほうからは既に有害物の存在が明らかであったりする区域について掘削除去してほしいと。速やかに。

で、県の考えておられる「掘削除去します」というのはどこの部分を恒久対策工の中で実施するという事なんでしょうか。もう少し詳しく。

管理監：当然、掘削除去、撤去いたしますのは、過去の調査で判明している有害物、それから今回の調査で見つけ出された有害物、こういうことでございます。

ただ、過去の調査で見ついているものにつきましては、既にご案内のとおりでございますが、範囲が特定できていないものもございまして、それにつきましては、今回の調査で詳細調査、すなわち10メートルメッシュ調査で範囲を特定したいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、有害物の除去といえますのは、恒久対策工の中で行いたいというふうに考えているところでございます。

住民：今のに関連して。10メートルメッシュで確認して除去するという事ですね？もしそれでやって万が一見つからない場合でも、それは特定して、おそれのある部分は出していただけるわけですね？なかったということで済ますということはないですね？

管理監：先ほどから申し上げておりますけれども、恒久対策工は、特別措置法の枠組みの中で、国の支援を受けて実施するというものでございます。合理性、経済性の制約がございます。それと、除去することによって、生活環境への影響度合いを弱め、早期安定化に資するという事の根拠を明確に示す必要があるわけでございます。その根拠が見つければ、説明できれば、当然除去すると、こういうことを考えているところでございます。

部長：今申し上げている、除去するものがどのくらいの基準かという話についてはですね、逆にいえば環境省にお伺いしても、もうすでに法の下でやっておられるところでも、絶対にどこもみんな同じルールだというわけではないわけですね。それは地域によって、やはりそれは除去したほうが良いと判断したという

ことであれば、それも対象になっているわけですし、逆に言うと、今すぐ、すべて断定的に、これはそうだ、こんなのは絶対しない、とかそんなこと言えるものではありません。

我々のほうはできるだけそれは除去する方向で考えさせていただきたい、こういうものでありますので、今から、これは絶対にしないとかこれはするとかいうものではなくて、できるだけ影響のあるものについては除去する方向で考えさせていただきたいというものでございます。

住民：それを確認しながらやっているんです。確認したいんです。

住民：今おっしゃっていただいたのは、範囲が特定できないものもあると。逆に言えば、特定できるものはあると県は考えてくださっているのでしょうか。そこをちょっときかせていただいてもいいですか。

管理監 過去の調査で申しますと、西市道側平坦部、というんでしょうか、そこでダイオキシンが、あれは1200の数値を示しているのが見つかっております。ドラム缶を除去した後の土、汚染土だと思いますが、これについては除去するのかなあというふうに考えております。

住民：先ほどの、環境基準を超えるものの除去に対するお考えですね、どうもいろいろご説明があったんですが、恐れ入りますが、簡潔にまとめて、県の現在お考えの内容をですね、要約してもう一度ご説明いただきたい。

何か取るとおっしゃられたり、これは環境省に聞かなきゃわからないとか、いろいろ言われましたので、ちょっと整理をしていただきたいと。大事なことなので。

管理監： さんすみません。ちょっと理屈っぽくなってたいへん申し訳ない。

住民：簡明にお願いします。

管理監：はい簡明に。わかりました。

生活環境、RDの場合は地下水への影響とっておりますが、その度合いが高い場合には、早期安定化への寄与という観点から、除去の対象といたします。簡単に言えばそういうことでございます。

住民：またそこに戻ってきている。

部長：いや、少なくとも、それは対象にするんだということであってですね、それ以上のものについてはまた環境省とも相談させていただいて、特に人体への影響というようなことについてはですね、当然その方向ですることになると私は思っております。

住民：具体的に言いますけどね、そしたら鉛が基準を超えて、今封じ込めとなるところがありますね、ああいうところはなるんですか？除去されるんですか？

管理監：あの鉛はですね、環境基準未満でございます。それで、土壤汚染対策法による含有基準を超えているもの、という認識をいたしております、それは粘土でくるんで封じ込めをしておりますので、これは溶出することはない、すなわち生活環境への支障を惹起しない、左右しないと考えているところでございます。

住民：そうですか？それだったら、前、地下を粘土で直したらどうですかと言ったときはそれでは漏れないという保証はない言うたやん、前。矛盾してますよ、あんたらの言うてることは。前はそう言ったんですよ、そりゃ人は違うかしれんけど、そういうこと言われたんですよ、はっきりと。

管理監：今、申し上げてますのは、今、問題、一番関心がありますよというのは、環境基準を超える部分についての対応を簡単に言ってくれないかという さんのお話で申し上げました。で、鉛で、確か150mgですか。

住民：200です。

住民：含有の基準は100で、それを超えてて200。

管理監：超えてるんですね、ですけど、あれは環境基準より低いものでございます。したがって、それは適切に対応するということで、溶出しないように粘土でくるんで封じ込めをしてあるということでございますから、これが生活環境保全上の支障を起こすということはないだろうと考えるところでございます。

住民：よろしいですか。封じ込めになったり基準以下という話をしてましたけど、150を超えたのもあったし、140というのもあったし、ただ、おそれがあ

るんで基準の90パーセント以上をちゃんとそこへしましようという県のほうでの話でそれをやってるんです。基準を超えなくなりますよ。基準よりちょっと少ないものもあったけど、おそれがあるということで、あそこは汚染物として、汚染してるんだということで、安定型処分場の中においたということです。すべて基準以下じゃないですよ。

管理監：説明になってるかちょっとわからないんですけどね、今回、有害物を探すのは、要は、ボーリングを実施させていただいて、ボーリングコアの分析から有害物を見つけ出す、こういうことでございます。溶出試験もいたしますし含有試験もいたします、ガス調査ももちろんします、そこで、コアの分析で、環境基準を超えるか超えないか、あるいは土壤汚染対策法の含有基準を超えるか超えないかということ判断し、環境基準を超えなくても、土壤汚染対策法の含有基準を超えれば、どういう対応がいいのか専門家の意見を聴かせていただいて適切に対応したいと、こういうことでございます。

室長：これにつきましては、4ページの6番の1、補足説明の第2項目中の文言「委員会に諮り」を削除されたい、というところの部分でございます、含有試験結果の対応、これにつきましては、地下水に影響を及ぼすかどうかというところにつきまして、対応根拠を科学的・合理的に示す必要があるということでございますから、環境省等の技術的審査をパスする必要があるということでございますので、有害物調査検討委員会の助言はいただくという説明でございます。

住民：浸透水で、鉛でも基準の610倍とか、基準が出てますね、ダイオキシンでも2000倍出てるんです。それをね、今そういう調査をやられて、出てなかったら、溶出で出なかったら、でも現に浸透水で出ていると、どうするんですか、そういうときは、もう一回調査をやり直すんですか。

管理監：これも繰り返しになるんですが...

住民：繰り返しはいいですよ、**さっきから聞いたことでは、なんかようわからん。

管理監：有害物を見つける方法は、ボーリングのコアを分析し、その結果によるということでございます。

住民：だから、見つからなかったらどうするんですかと言ってるんですよ。その後で

すよ。今おっしゃった方法でやって、私らは溶出というのは基準にされたら困るんですよ、今まで県が溶出でやって基準超えたことはないんですよ。それは中性でやってるからですよ、溶出してる時間だって曖昧です。私らにはわからない。はっきり言って信頼性がないんですよ。でも浸透水で出てるわけですよ、あちこち出てるんですよ。で、わからなかったらどうするんですか、どうやって見つけるんですか。

管理監：今のご質問にお答えしますと、県としては有害物を見つけ、できるだけ除去したいということでございます。有害物を見つけるために、ご提案いただきましたガス調査もさせていただきます。有害物の可能性が高いところも柔軟に調査をさせていただきます。また、分析方法につきましてもご提案いただきましたような、各層の分析にまで踏み込んだ調査もさせていただきます。含有試験もさせていただきます、こう申し上げているわけでございます。県としても、有害物は極力見つけよう、こういう姿勢であるというのはご理解いただきたいと思っております。

住民：もう一回聞きます、含有試験の基準は何だったんですか。

管理監：含有試験で問題となりますのは、環境基準は超えないけれども、含有基準、これは土壤汚染対策法ですけれども、これを超える場合に何らかの対応をするということでございます。そこに含有試験をする意味があるわけでございます。ご理解いただきたいと思っております。

住民：そうしますと、先ほどの5000³m³の鉛ですね、埋め戻された、それは対象になるんじゃないんですか。

管理監：5000³m³の鉛、これが今回の調査で見つかった場合、どうするのか。

住民：今回じゃなくて、既にわかっているんですよ、だから粘土で囲って埋め戻したんでしょう。

管理監：申し上げたかったのは、それについては対策が終わっていると。

住民：対策は終わってないですよ。50センチの粘土で囲って、それで対策と言われたらね、有害物だからわざわざ粘土で囲って仮置きされたんですよ、あくまで仮置きですよ。こんなもの対策じゃないですよ。何年もつんですか、あの粘土層は。あれはね、除去してもらわんといいんですよ。あのレベルのものがね、含有試験だとかなんとかの理屈でね、あの程度のものすらどけられないということになったら、

どけるものではありませんよ。あれをほうっておいて地下水への影響はないと断言できますか。

管理監：ご指摘は、理解しているつもりでございます。ただ、これは環境省としましても非常に悩ましい問題で...

住民：環境省の話聞いていないからわからないですけども、我々はあれを有害だと思っています。

管理監：あれが有害だというためには、すなわち対策工で除去しようとするためには、今、粘土でくるんでおりますけれども、あれが溶け出して生活環境の支障がおこる、それと、あれを撤去することが早期安定化に寄与する、それから対策工全体の経済性にも合致していることを、論理的に示す必要があるわけです。

住民：疑わしい可能性があるものは有害物と見なすんですよ。見なさなきゃいかんのですよ。

主席参事：今、粘土で50センチの厚みで区切っていますので、溶出の可能性は低いと思っていますが、これについては、モニタリング等で監視していけば十分じゃないかと思っています。

住民：漏れ出してからでは遅いんですよ、その分だけ地下水汚染が広がるわけですから。有害と思われるものは思いきって、全部どけなきゃいかんですよ。それが、今回の有害物をできるだけ除去するという基本的な姿勢じゃないんですか。

主席参事：含有試験について、皆さん方詳しくご存じない方もあるかと思しますので、少し説明させてもらいますと...

住民：すみません、そんな説明はいりません。限られた時間で効率的にやりましょうよ。そういう話はずっとやってきましたよ、これまで。

住民：そんな話は別でやって。

住民：鉛が粘土で囲ってありますけれども、あの調査をする前に、県は、安定型処分場で有害なものが出てきたら除去しますと言ってたんです。だから見つかったら当然除去してもらえると。それなのに何で粘土でくるんで置いておくの。逆に知って

おいていただきたい、部長さん。そういう話があったんですよ、以前に。

住民：県は努力してくれてるんですよ、点レベルのね。廃トレイ、放射性物質、それも出させましたよ、強アルカリ性物質もダンプで相当な量を出してますよ。有害物質じゃないですよ、環境基準の上で。そういうアルカリ性のものが、あそこは安定型処分場なので安定4品目であるものを。そういう努力をずっとしてきて、今になって、鉛の有害物とわかってて何で出さないんですか。環境省の助言と言いつつ、ハードルをあげてどうなるんですか。今までの信頼関係はないですよ。

部長：むしろそれは粘土でまくことで一定安全だということで、そういうような対応したんだと私は思うんですが、問題は、環境基準との絡みで言えば、溶出の危険は低だろう、こういう前提で今は進めている。ですからモニタリング調査をするというのも一つの方法ですし、もしどうしてもというのであれば、環境省に聞くなり、調査委員会にお諮りするというのは可能かと思いますが、今の基準とかいうことであれば、あれはしっかりと粘土層でまいてあるから溶出の危険性はないだろうと、そういう解釈になっていると思うんですよ。

住民：今後とも有害物質が見つければ、粘土層で囲っておいておくということですか。

部長：それは考えてないです。

住民：それだったら出してくださいよ、やっぱり。

住民：処分場に存在するものでしょう。粘土層で囲ったから、溶出しないからよいと、今後とも有害物がでたら粘土で囲まれるんですか。そういう対策でいいんですか。

部長：今後発見されたものは除去すると。環境基準超えてるもの。これについては、既に粘土層で囲ってあるわけですので。

住民：それは処分場にあるものじゃないんですか。

住民：量的にしれてますよ。

住民：調べてもらって、含有の基準を超えるものがあるとわかっているんですよ。ですから、私たちとしてはできるだけ有害物を除去してもらいたい、もう既にわかっているあそのの所は除去してほしいということなんですね。県がきちっと判断して

もらいたい。委員会に諮るんじゃなくて。

住民：産廃特措法で国の援助を受けんならんとはいいますが、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法なんですけど、この特定産業廃棄物というのは、お聞きしますと、不適正に処理された産業廃棄物となっている。ですから、基準とかじゃなしに、あそこは4品目しか入れてはいけない安定型処分場ですから、不適正に処理された産業廃棄物は、特定産業廃棄物に該当するわけです。そのように考えていただきたいと思います。

住民：環境基準を超える有害物は撤去するという話の中で、生活環境への影響の度合いが高いか低いかにいうのを判断するために、溶出試験をもって判断するということですね。県としては。

管理監：ダイオキシン以外は。

住民：VOCはどうなんですか。

主席参事：溶出で。

管理監：これもですね、環境省が説明されたと思うんですが、あそこはですね、もう処分場ではございません。したがって、あそこの対策というのは生活環境保全上の支障あるいはそのおそれを除去、予防する、これが大きな基準になるわけです。ですから、安定型処分場じゃないか、4品目以外は不適正処理じゃないか、あるいは許可容量を超える分は除去すべきじゃないか、というご意見は十分理解はしますが、あれは今は処分場ではございませんから、生活環境保全上の支障を除去するために何が必要か、それは、生活環境保全上の影響、除去することによる早期安定化への寄与、あるいは全体の対策工を考える中での経済性、合理性、こういう制約の中で考えることをご理解いただきたい。

住民：特措法というのは、平成10年以前の不適正処分されたものに対する措置法なんですけど、だから今、生活環境保全上の支障とか言われますけど、平成10年に処分場の埋め立ては廃止してます。それ以前のもんですよ、あそこは。だから十分環境省がおっしゃるそれが適用されると思います。

住民：どんどん後退してる。何とかしてよ。

部長：後退してると思いませんよ。

住民：思いますよね。

住民：全然もう、**的な話になってくるとかみ合わない。

部長：全体の、我々のご説明したことも理解いただきたいと思うんですよ。

住民：理解しようと努力しているんですよ。だから確認をしているんですよ。

住民：ちょっと今日はがっかりしましたね。だいぶん4月以降いろいろ歩み寄っていただいて、柔軟に対応、検討いただけると、そういうふうに我々感じておったんですが、今日はぐっと後退しましたね。なかなか意見が一致しないですよ、こんなことおっしゃってると。

室長：まだいろんなところが終わっておりませんが、他の項目にいかせていただきたいと思うんですけれども。今の、除去するという部分につきまして関連するところ、2ページの3番の「特管物、環境基準を超える有害廃棄物以外の、地域の自然環境や住民生活に負荷を与える有害物については除去を検討する」という提案をいただきまして、これにつきまして、土壌や地下水の環境基準が設定されている項目を基準に判断したいと考えておりますが、この部分について、ご意見どうでしょうか。

住民：のところは、判定基準をまだ国が制定していないような物質、あるいは環境基準の項目に挙がっていない、たくさんの有害物がありますね。他に、いろいろ化学薬品類とかも含めましてですね、無限といっていらいたくさんあるわけです。そういう中でですよ、見つかったものは生活環境上の支障がある可能性がある、そのおそれがある。また、住民としても県が安全だと言っても安心できない。例えばビスフェノール A なども何年も前から話題になりました、こういうものがたくさん出てくるんですよ。しかしこれは、要望に入っていない、判定基準もない、だから除去の対象にはならない、こういうことでは十分な安心を得るまでに至らないという気がするんですね。だから、そういう生活環境上のおそれがあるものについてもお考えいただきたい、という要望です。

部長：これについてもですね、項目を、基準により判断したいと書かせていただいているので、今の段階でこれは絶対しますとか、しませんとか、これはなかなか言い

にくいから、これをまず基準とさせていただきたいと申し上げているわけですね。だから具体的話になればですね、それは環境省に聞くのも良いだろうし、委員会に諮るのも良いだろうと思うし、例えば科学的根拠はまったくないのにするというのは、これは税金を使う以上なかなか難しいでしょうが、例えば学説として相当有力な説というような話であれば、これは税金を使ってでもするという場合も私はあるのかなと思いますけど、それは具体の調査に入ってから十分議論すれば良いと思っています。

住民：そのとおりだと思います。今、何があるかわからない段階でそれを基準があるとかないとか、あるいはどの程度あったらどうするんだとか、そんな議論は空論になりますから、出てきた段階でご検討いただければいいかなと思います。そういう姿勢で臨んでいただきたいということです。基準項目以外はやらんとかね、判定基準がないから対象にしないとかね...

部長：そんなつもりではありませんし...

住民：じゃあそれで結構です。

部長：いろんな方のご理解をいただいて、予算を使う話ですので、ただなんでもかんでもやりますというのはそれこそ不誠実な話だと思いますので、基本はこれだと言ってるだけであって、それはこれからいろんな方のご意見を聞いてやっていくものだと思っています。

管理監：含有基準を超えて見つかった5000m³の話ですが、粘土で封じ込めているということですが、基本的には対応はできていると思っています。ただ、そういうご指摘もございますので、あれが適正な処理であったかどうかは、あらためて専門家に聞きたい。

住民：50センチの厚みの粘土で囲って、それで恒久対策になりますか。仮置きでしょう。

管理監：あらためて対応を助言させていただきたいと思っています。

住民：地震が起こったらどうするんですか。地震とか起こって崩れたらどうするんですか。

管理監：したがいまして、あの対応が良かったのかどうか、助言いただきたいと思っています。

住民：壊れたら支障のおそれがあるわけでしょう。地震なんか起こりませんよ、そんなこと考えてませんよというんだったら、地震保険いりませんよね。わかってるやつは、早めに芽を摘んでおくというのが大事なんじゃないんですか。

管理監：環境基準を超えない、含有基準を超えるものの対応、既に見つかっている5000m³については対応できていると思っておりますが、あらためてその対応については専門家の意見を聞いて対応したいと思います。

住民：誰が思っているんですか。

管理監：今、5000m³については、封じ込められていますので、環境への支障は起こらないと思っていますけれども、この対応が適正なのかどうか、改めて専門家のアドバイスを受けて対応したいと思っております。

住民：地震起こったらどうなりますかと聞いているんです。

室長：その部分について納得いただけいたわけではないですけれども、次の項目にいかせていただきますと、有害物を探すためのサンプリング方法ですけれども、3ページの4番「サンプリング方法」でございます。先ほど説明させていただきましたけれども、だいたいイメージ持っていただけましたでしょうか。3メートルということで、8層ぐらいのコアがでてきますね。それを上層、中層、下層という3グループ、浅い場合は2グループぐらいに分けて、各層資料の等量混合を行いまして、それをグループ資料として分析をいたします。この分析値の値によりまして、ここ（注：模型を示す）のグループの中で、土壤環境基準を超えているのではないかとと思われる場合は、ここのグループで各層をやって確認しよう。別の、ここ（注：より下にあるグループを示す）で超えているのではないかとと思われる場合はここで確認しよう、ということでございます。はじめから全部一つずつやったらいいじゃないかと思われるかもしれませんが、予算の制約がございますので、効率的にやっていくという観点から、グループに分けてやって、疑わしい場合は、そのグループでの個別の判断をしたいと思っております。これにつきまして何かご意見ございますでしょうか。

住民：サンプリングの問題に関する質問ではないんですけれども、先ほどこちらから

質問があったでしょ、それをさておいて何で次のサンプリングに移るんですか。こちら質問があったでしょ。

住民：僕もまだ返答もらってませんけれども。

部長：それにつきましては、先ほど説明しましたとおり、その時点では一定安全だと理解しましたけれど、なおかつそれで良かったのかはいろんな助言を受けたり、委員会へ諮ってみるということお答えしたわけです。まくことで一定安全を確保されたと、こう理解したわけですね、ですけども、さらにこれは聞きましょうとお答えしたわけです。ですからこれが恒久的に安全かどうかも含めて聞きますとこういうふうにお答えしているわけです。会議にも時間がありますので、他にもいろんな質問を出してください、という意味で言っているわけです。それは誤解のないようにしていただきたいと思います。

住民：あの、時間の制約は確かにありますよ、ありますけれども、今日の討論全部について、今日全て終わらせる必要はないじゃないですか。

部長：私、今日終わらせようと言っているわけではなくて、せっかく今日お集まりなので、いろんなご意見を今日聞いておこうと、順番にしてるわけです。別に質問を打ちきりにしようとしているわけではございません。

住民：それはあなたの考え方であって、先ほどね、こちらから質問させてもらってるでしょ、それに対する答えが、皆さんAさん、Bさん、Cさんみんなバラバラですよん。

部長：同じ答えをさせていただいています。

住民：回答がみなぶれてるんですわ、変な言い方ですけど、民主党の政権やないけども、話がぶれすぎですわ、鳩山さんみたいに。こんなやり方では駄目ですわ。せっかくここまで信頼関係がどうのこうの、築き上げてることに水を差してるようなものじゃないですか。

住民：今の意見を踏まえて進めてもらえますか。

室長：すべての項目が、すべて納得いただいたということで進めているわけではございません。ご了解いただきたいと思います。

住民：今までの議論聞いてたんですけれども、過去10年間の県の対応というのが、ひとつは有害物の存在すら否定してきたということがありました。最近では有害物を囲い込んで原位置浄化案ということで、住民としては厳しい状況で、我々の主張が少しも容れられないということがあって、それが住民にとってはトラウマとなって、ごまかされる、だまされるというようなトラウマに入り込んでくるような気がするんです。今回、これだけの回答をいただいたというのは、私としては相当評価したいと思っております。細かいことを皆さんおっしゃいますけれども、この点は、県の行政がぎりぎりの線で調整されたものであって、大変評価に値するものだと私は思っております。1億8000万の予算を付けて調査するというのと、調査を踏まえて対策工をとるとのこと、ここまで踏み込んで明示されたということは、次の前進にするのきっかけができた、評価しておりますので、そのへんで皆さんもよく考えてやっていただきたいと意見を申し上げます。細かいことはいろいろあると思いますが、そのへんは認識を持って、しっかりしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

住民：先ほどの答え言ってくださいよ。浸透水や基準を超えていても、調査で見つからなかった場合はどうするのか。

住民：だから、対策工は住民と合意してやろうと言っておられるじゃないですか。

住民：あかんあかん、全然内容聞いてないし。

住民：だからトラウマですよ、あなたは。

住民：はっきり答えてください、内容を。どうするのか。

住民：だから調査をして、対策工は住民と合意をしてやろうとおっしゃってるじゃないですか。そのへんのこととはどういうふうにとらえてるんですか。

住民：私は、事実を、こういう時どうするんですかと聞いてるんです。

住民：一つ一つ細かいことは、小異を捨てて大同を取るという方向をやっぱり考えないだめなんじゃないんですか。

住民：答えてください。浸透水超えてるの、調査で見つからなかったらどうするの。

主席参事：浸透水の話ですが、やはり地下水に溶け出すかどうかの問題ですね。浸透水にあるものが地下水に溶け出すかどうか、それが判断の基準になると考えております。今おっしゃっている数字につきましては、浸透水がどろどろの状態です。測っておりますので、そのものが地下水に行くかどうかは、もう一度測ってみる必要があると考えております。

住民：現に場外に出ていますので。

主席参事：場外に出ていますのは、シス1、2だけだと考えております。

住民：なにを言ってるんや。馬鹿なこと言っちゃいかんですよ、鉛も出てるし、総水銀も出ってますよ。

主席参事：No1の井戸で出ているのはシスだけです。

住民：ダイオキシンも出ていますよ。

住民：前回の県の対策委員会で報告されていますからちゃんと見て欲しい。そういう言い方されると、我々なんの話をしているのか。シス1、2だけといわれたら話が進みませんよ。県の対策委員会でどういう報告がされたか見てください。浸透水からどれくらい出て、それが地下に影響しているんだと。きちっとした報告があがって来ますよ。

部長：わかりました。そこらへんはきちっと整理して回答させていただきます。

住民：報告は報告やと、県の考えはこうやと今頃言われても、話のしようがない。

部長：重要なものはそうだという認識でお答えしていますので...

住民：シスだけが重要なんですか。

部長：シスは特に危険だということで...

主席参事：環境基準を超えて発見されているという意味合いです。

住民：ダイオキシンは。

主席参事：ダイオキシンは、地下水の中へ溶け込んだ状態で発見されているかどうか
が問題ですので...

住民：出ています。

主席参事：ですので、どろどろの水の状態でどうなのか、それが地下水についてどう
なのか、という判断基準があると思います。

住民：地下水というのは、下流域も地下水、処分場の底も地下水が流れている。ここ
だって水銀やいろんなものが出ています。

部長：なにしろ、今一番大切なのは地下水対策ですので、もう一回そのへんは整理い
たします。

住民：ひどい話やなあ。

住民：なんでそんなになったか、責任感じてよ。あそこもともと里山で、4品目に限
って許可して、何でこんなことになんのよ。住民感情から言ったらやで、4品目以
外全部どけてくれ、これ、普通の言い方やで。そこんとこあんたら抜けてるから。
現状で出発するからあかんねん。基準もくそも、そんなん関係ないねん。

住民：本当に正しい調査をして、正しい対策をして、将来に安心安全ができる対策を
立てようと思っているのか、県は。

部長：ですから、しっかりした、ともかく調査をさせていただきたいと。これ予算も
お付けいただいておりますので。それが、我々の思いでございます。

住民：絶対にそのように思いませんよ。

住民：認識が全く違う。

住民：シス1、2だけが有害物だというのであれば、対策の仕方がころっと変わって
きますよ。

部長：だけが、というのではなくて、まずシス1、2というのは留意しなければいけないというのを申し上げているわけです。

住民：その程度の対策をするわけですか。

部長：いやいや、というより、まずシス1、2というお話をしただけで、別にそれし
かしないということではまったくありません。地下水に人体に有害なものが溶け出
してないかどうかということ、そのへんもしっかり調査しようと、こういうも
のです。

住民：いままで調査してきたんじゃないんですか。

部長：それをした上で、なおかつ、それ以外にも調査をしようというわけです。

住民：それだけやってくれはったらええやない。はい、もう一回聞きます。この今の
話はね、対策とね、調査とがごっちゃになっている話ばかりがきてるわけですよ。

住民：違いますよ。

住民：今は調査をするという姿勢をどうするのかということ、何を議論しているわけであ
って、ここをどうするんだという、対策をする話は、また別の場でやるべきことじ
ゃないですか。

住民：違いますよ。調査とこれイコールですよ。何を言ってるんですか。

住民：だからこの調査が不満ということであれば、させないということになるんです
か。対策と調査と分けてはっきりと、

住民：調査と対策とは分けてるんですか。これ完全に、あの人が言うように。今年度
の予算は調査だけで、対策とは関係ありませんという分け方してるんですか。

部長：まず調査をして、次に対策につなげていこうという話です。

住民：調査も、対策も入っているんですか。これ。

部長：いや、今言っている1億8000万円というのは対策工事まで含めているわけ

ではありませんので、今年はおくまで調査の話をまずしているわけですね。で、調査をしないと対策工事の検討にも入れないから。

住民：では、対策は白紙の段階ですね、今。そう考えていいわけですね、住民は。それをはっきりしてもらわんと困る。

住民：今までね、10年間、少しも前に進んでない。何とか前に進んでいただきたい。ただし、県のをすべて了解するわけではないですけど、個々の問題について調査しながら、こういう話し合いを持っていくということをきちっとして協議できるということをして、やはり県の調査の段階で見つけるという努力をして欲しいと思います。

住民：そうだ。そのとおり。

住民：見つけるのも大事だけど、現にあるやつを何とかして。見つけに行く前に。そのことを言っているんであってね。わざわざ見つけにいかなくても、ここにあるでしょう。それはどうするんですか、まずは、見つけに行く前の段階で。

住民：それも対策工に含まれてるんじゃないの。

住民：ちょっと私、感じてることを申し上げたいと思うんですけど。

住民：あの、調査は大事なんですけどね、実際にその現場で働いておられた従業員の証言とかね、明らかになっているんですね。調査しなくても明らかになっている。そういう所は、出してもらおうということとはできないんですか。もう明らかにね、先ほどの鉛もそうですけど、明らかに有害物があるという所については出すべきだと思うんですけどね。予算、ちょっと私詳しいこと分かりませんがね。もう調査しなくてもわかっているところから出していくべきだと思うんですけども。

住民：一つ一つ結論をね、対策委員会に諮るっていうんじゃないかとね。

住民：岡治室長、今のご質問はね、9項のその他の項目に関するものですね。だから、ちゃんと司会をきちっと進行するようにお願いしたい。

住民：それとですね、有害物の埋設が疑われる、調査してもらおうのも...

室長：これ、先ほどご指摘がございましたように、その他の項目で、また後で調整させてもらいたいと思います。すみません。

住民：すみません。時間もないので、司会者のあれで進めていきたいと思いますので。

室長：すみません、申し訳ないですね。各項目が完璧に終わっておりませんのを重々承知しながら進めさせていただきたいと思います。サンプリング方法、ご説明させていただきましたが、それについては、ちょっとご意見なかったようですけど。

住民：ないんじゃないんです。

部長：だから、今言っていたらいいことで、今、封じたわけでも何でもないのでね。

室長：今、サンプリング方法について、説明させていただいて、どうですかということと言わせてもらったわけですから。いかがでしょうか。

住民：もう少しわかりやすく教えてほしい。上層、中層、下層ね、その上層の部分だけで分析するんですか。

室長：あのですね。3 mごとの試料を取るとこれくらいのコアが出てくるわけですね（注：模型を示す）。これ3 m。そうすると、前言わせてもらったのと、若干いろいろご意見をいただきましたので、もう少しきちっとわかる方法をとということですね、ここ（注：1 コアを3 グループに分割する境界）で、赤の線を引いてますが、上の方の部分と真ん中と下の方と、だいたい3 くらいのグループごとに分けまして、それをグループごとに3 mずつの試料をとりまして、混ぜて測りたい。それで出てきた数値がですね、このグループ（注：上から3 番目までの分層からなるグループ）でありましたら、このどこかに環境基準を超えるものがあるのではないかな、という数値が出てきた場合に、この3 つについて、それぞれの試料を測りたいということでございます。例えばですね、全部混ぜてやるとなかなか数値の、なんと申しますか、薄くなるとなかなか出にくかったりする部分もございますので、分けてさせていただくということで。予算も、こんなこと言うとあれかもわかりませんが、予算も有効に使いたいということですね。分けてやって、ここで出たら3 つしたらわかる。どこかにあるのかなというのがわかってくる。他のところをしなくてもここだけで、もし、あるのではないかなと疑われる時にはこの3 つをやって、どこにあるのかを見ていく、というようなサンプリング方法をしたいということです。

住民：ということは、それは3検体ということですね。

室長：そうですね。はじめ3検体して、どこかで、グループごとにですね、疑わしいなど、値によって、どこかに環境基準を超えたものがあるんじゃないかというものが出てくるとですね、そのグループを詳しく調べたいということを考えております。

住民：3検体を混ぜる、上層部だったらそうですね。3つを混ぜるということですね。ということは、例えば基準は超えたけれどもすれすれだったとか、どのように判断するんですか。例えば、3つだからその1/3として考えるのか。

室長：数値が出てきますので、それを環境基準と比べて、例えば、ここ（注：1グループを構成する3分層のうちの1分層）に全部あって、あと何もなくて、どういう数値になるのか。そうすると、一つに固まっていたら、そういうものがあるんじゃないかなというのがだいたいわかる数値が出てくるとしますと、ここから3つを詳しく見ていくと、こういうことです。

住民：そのね、基準をどう見るのかということですよ。

住民：だから1/3ですよ。

住民：1/3で見るんだったらわかります。

室長：そういうことです。

住民：そう思っているんですね。1/3で。

住民：土壤環境基準を超えると推定されるという、推定という項目は、基準の1/3を超えた場合を仮の基準として、直ちに各層の分析に入ると理解していいわけですね。

住民：それともう一つは、このサンプリングの分析の内容です。これは、内容的にはどのようなものを検査するんですか。何品目。

主席参事：特別管理産業廃棄物の判定基準、もしくは土壤の溶出基準が定められている項目です。

住民：はっきりじゃないけど、27だったかな、それくらいありましたね。それについてやるということですか。

主席参事：項目的には23やりますけども、過去の例からですね、省略できるものについては省略していきたいと思います。

住民：それは、例えばダイオキシンも3検体で、ということですか。

主席参事：ダイオキシンはその3検体にそれぞれ入っています。

住民：入ってますか。

住民：こういう細かいことは、基本要件の中でもこういう項目を最低してくださいよというのが挙がってますから、それを踏まえて、よろしくお願いします。

室長：すみません、それと関連しましてですね...

住民：あ、ごめんなさい。それとその項目の中でね、委員会に諮るということは、助言を受けてやるということになる、それは、今の話でいらなくなったということですね。

室長：基本的にそういうやり方でしてどうですか、ということです。

住民：問題ありませんか、ということですね。

室長：それでですね。その次にですね。4ページの2番、一番上でございます。

サンプリング前に汚泥、焼却灰を判定するにあたっては、試料を現地で電子レンジ等により乾燥処理する等工夫して行うこととする、という部分でございますが、前回の時には、目視で疑わしい部分についてまたやるというふうな分析を説明させていただいた部分でしたが、今回、グループ試料による全層試料でやるということでございますので、各層網羅的に分析できるということでございますので、別途目視で、例えば焼却灰かどうかという判定をする必要がなくなったかなとうちは思っております。

住民：いや、あると思います。それはやっぱり、焼却灰というのはダイオキシンが多いというのでね。あそこはダイオキシンが環境基準の2000倍だとか、もうあちこ

ちでかなりな数値が出ています。場外でも出ています。

部長：今、乾燥させて云々というのがですね、もし、どうしても必要だというケースであればですね、前回は工技センターかなんかに出して検査させたというようなことを聞いているんですが、10検体くらい。

主席参事：蛍光X線検査というやつを。

部長：だから、何らかのそれに類似したような方法でですね、取る必要があると思えばですね、別にそれを絶対に否定するとかいうものではありませんが、これだけ精度を上げますので、そういう意味で、おっしゃられているような乾燥させて云々というのも必要性が若干低くなるんじゃないかというふうに思っているだけであってですね。ぜひ、必要だというのであれば、例えばこのところは是非して欲しいというような話があれば、それはうちも別に否定するものでも何でもありませんので。

住民：現地で簡単に判断できるものだったら、是非とも採用していただきたいなど。というのは、今までケーシングにしたって見つからない。汚泥を見つけにくいといいながら見つからなかった。でも、実際はね、見つからなかったんじゃないくて、真っ黒で何見ても分からないという、それが現状だったんです。だから、こういう方法でしたら簡易的に見つかりますよということで提案させていただいているんです。で、市道側の掘った時の焼却灰ありましたやん。後から見ましたけど、私。炉の横の所にもありました、コア抜き所にもありました。あるわけです。あったけど、その時はわからない。後からしかわからない。だから、その場ですぐ見つけれれば検体としてそれが採取できるという意味で提案させていただいたので、できるだけ採用していただきたいと思っています。

部長：ですからあのもう、すでにですね、特定のいろんな証言もあったりというふうなところでですね、是非、してくれた方が逆に住民の皆様が安心いただけるという所があれば、逆にわれわれ否定するものでも決してありませんし、当然またサンプルなんかもしろいろご覧いただくということもしたいと思っています。

住民：ということは、そのへんは、ある程度、僕らがここしてくださいといったら臨機応変に対応していただけるということによろしいですか。

部長：まあ、あまり言いたくありませんが、予算的なこともありますけど、特にこちらへんはやって欲しいと、特にいろんな証言が出てるといふふうなところで...

住民：証言じゃなくてもね。

部長：例えば、その焼却灰を埋めたんじゃないかという話があるのにね、例えば出てこないというふうなことだったら、一回そういうことをしてくれないかというお話があればですね...

住民：いやこれは、お金がかかる問題じゃないですよ。レンジでも安いのだったら何千円でありますからね。そんなもの買ったところでしれてるんです。それと電気代もしれてますわ、それも。そのレンジでぱっと見られるということで、是非とも採用していただきたいと、予算のかかるものではないんですから、お願いしたいということです。

住民：ちょっと話が細かくなってあれですけども、あの、サンプリング方法ですけど、従来全体混合しかやらんと突っぱねておられたのを、今回分層でね、サンプリングして分析やりましょうと、歩み寄っていただいたことについて大変ありがたく思っております。何層に分けるかとかそういう細かいことはですね、調査委員会なりで検証を当然いただけることでしょうし、ここで論議してもあまり意味がないと思います。サンプリングについてはそういうふうに感謝いたしております。それから、今の　さんの質問ですね。いわゆる試料の観察でございますけれども、サンプリングとか分析は機械的に単純にやるんじゃないくて、やはり観察というのは非常に重要な項目だろうというふうに私考えております。で、疑わしい点はやはり重点的にやり、分析の内容についても十分考慮していただくと、そういう姿勢で取り組んでいただければ結構かと思えます。それだけです。

室長：ありがとうございます。それではですね、今の有害物を除去するということで、まあ他にも関係するところがいろいろありますが、一番最後の最後、6ページのその他の3番。元従業員の証言によって有害物の埋設が強く疑われる区域は掘削調査、有害物除去を行うということを言わせていただいているところでございますけれども、これにつきましては、先ほどご説明させていただきましたように、ボーリング調査を基本にですね、詳細を調べたいということでございます。ボーリングにつきましては、土壌がどうなっているかと、土壌の中の廃棄物を含めたその部分をですね、これはきっと、ドラム缶のことを言ってくれはるのかなとも思いながら言わせてもらってるんですけども、ボーリング調査を詳細にさせていただくなどですね。また、いろいろご意見をいただきながら進めていきたいなということでございます。

住民：ちょっとよろしいですかね。この件につきましてね、県の方では関係者から詳細に聞き取り、聞かれてるわけですね。その聞き取りをされた結果、図面の上までどの区域に何をどのくらい入れたことも県は把握しておられるわけです。

そこは、改めてボーリング調査をされるよりも、直接ですね、重機掘削によって調査をし、あれば除去すると、そういうふうにするのが最も合理的なやり方と違いますか。そういうふうにするんですよ。それはもう事実をつかんでるわけですから。改めて調査しなければならないという必要はないと思いますよ。そしてね、もう一言付け加えますならば、今まで西市道側からドラム缶が出てきました。放射性物質も出てきました。すべて元従業員の証言によるものなんです。間違いはないんです。ですから、今回もそういう信憑性がある証言ですから、是非、もう直接掘削によってやってください。

住民：(拍手)

住民：今まで、私もこれに参加させてもらってそう長くないので、去年くらいからで昔のことはわからないんですけどね、今までいろんな調査を県でも市でもしておられます。それで、あまり影響がないというような感じの結果が出てるんですけども、やはりそこらの調査の、お金もかかっていますのでね、していただいて疑わしい部分もあると思うんですよ。やはり、それを今の調査される前にね、そういうのを分析していただいて、そういう有害物があるような所から先に手をつけていただいて、今、さんが言われたみたいに、もうわかっている部分については、何もお金をかける必要はありませんのでね、調査とともに出していただくという形に決めていただいたらどうですかね。そうでないとね、一番困るのは調査していただいたけれども何もなかったという感じでは困るんですよ。それと、先ほど鉛と粘土のことが出てましたですね。それでいくとね、そういう考え方でいくと、なんか有害物が出てきても、なんか困ってしまったらいいわという感じになって、極端に言いますとそういう感じになりますし、できるだけ有害物を出していくということを言われてますので、わかっている部分については、もう調査なしで出していってもらうのが、やはり、県の方が有害物を出していくという姿勢を示していただくとかですな...

部長：今、ご質問と併せてですね、とにかく、おっしゃられたとおりですね、有害物、従業員の証言の中でも確証が高かったものがあるわけですので、それを優先的にですね、対応を考える必要があるだろうと思います。ただ一方で、環境省の方から補助などを受けながらやりたいというのも、これも財政的なことをいえば当然そういう話がありますので、とにかく急いではですね、それはさせていただきたいと。で、今おっし

やられたとおり、そういう証言があるような所は優先的にですね、ある意味では簡易な調査でもできるようなところであれば、是非、その対応は急ぎたいと思っています。

住民：環境省の方、指導、助言されている中で、そういうことをおっしゃってるんですね。やはり、証言のある場所。

部長：そうです。おっしゃるとおりだと思いますので、それが一番確率が、ボーリング調査の中でもですね、証言というのも入れれば確率が高くなるのも間違いないだろうと思いますので、そうしたところを優先的にですね、対応を一日も早くできるように取り組みをさせていただきたい、そのように思っております。

（管理監に向かって）ボーリング調査は当然や。その中で一日も早く対応を急ぐということだから、ボーリング調査はボーリング調査するんだけれども、今言ったように証言のあるような所は、優先的に補助をもらって対応できるわけだから、ある程度の確証が得られれば、それはできるんや。心配しなくていい。

住民：入れた人がそこに入れたとおっしゃっているんだから。間違いはないですよ。

部長：ただ、あれだけ広いところで、場所もですね、実はあそこだと思ってたけれども、ちょっと違ってたというのもあるでしょうし、逆に、掘ればですね、安定性を損なうというの事実ですので、そのへんは考えなければいけませんので、一定の調査は必要になると思いますが、とにかく急いでそういうところを優先的にでも...

（管理監に）いや、優先しないとあかんやん、それは。これは当然、そういう証言があるんだったら。

いや、何も調査も何も一切抜きにですね、いきなり掘ってですね、それはなかなかできる話じゃないですけども...

住民：いや、それを言ってるんです。

部長：いや、だから国からの補助も受けようと思えばですね、いきなり掘りにかかってたまたまなかったら、じゃあどうなんねんという話になりますし、いったん掘ったら、それ全部どけなければならぬという話にもなりますから、ですから、そういうところを優先的にボーリング調査等もやる、とにかく急いでやらせていただきたい。

住民：重機で掘削調査をやる。

住民：ちょっと、　　さんいいですか。　　さんちょっと誤解されている。元従業員の証言については資料を読んでいます。それから、これまで対策委員会の中で元従業員の方の証言を聞いて調査もいくつか行われているんですが、必ずしも元従業員の方の証言の、埋めたという所から出たというものでもないんですよ。というのは、埋めた後でまたそれを掘り起こして、いろんな所に移しているという場合もあるんですよ。たぶんね、おそらく。一回そこに確かに埋めたんだろうけど、その後ね、何度もあそこ処分場改変されてるのでね、そここのところにそのままの状態で埋まっているという可能性もあるんだけど、無い可能性もあるんですよ。そのために、やはり調査は必要だと僕は思う。ちゃんと基本的な調査をやった上でやらないと、そこを掘って出なかったということをやってもお金の無駄遣いだから、それはちゃんとやった方が良いでしょうと思います。

住民：そしたら、それに含まれることですが、ドラム缶ね。ボーリングしてね、ドラム缶どうやって判定するんですか。以前ね、コアで分析したときに金属片が出ました。そのときに嘉田知事が現場視察に来られた。それで、私がこれドラム缶の破片と違いますかと言ったら、金属片ですねというだけで片付けてしまった。同じようになりませんか。今度、どういうふうに判断されるんですか。ドラム缶であるのかないのか。それどうやって判断するのか。

住民：環境省の手続きがいるんだから。

部長：だから、証言は大いに参考にさせていただきますが、調査はしっかりしないといかんと。

住民：県が把握してるのもあるわね。＊＊プラスチック＊＊埋め立てた、県、場所もわかってるはずやわね。

部長：それは優先的に、調査でも、優先してやったらいいと思います。

管理監：部長が申しましたのは、あくまでもボーリング調査を詳細にし、有害物を見つけたという趣旨でございます。で、　　さんがおっしゃいました、拍手も起こってますが、ドラム缶を見つけるために掘削調査をと、こういうご意見ご提案だと思っておりますが、　　さんのお話にもございましたけれども、基本的に元従業員の方の証言を

見て、ドラム缶を探す調査は基本的には終わっているかなというふうに思っておるところでございます。今、問題にすべきは有害物を探すということでございますから、それには、簡単に言うと汚染土壌を探すということかもしれません、それはボーリング調査で有効だというのが環境省の意見でもあるわけでございます。

住民：今、ドラム缶調査は終わっていると言わはったんですか。なんておっしゃったんですか。

管理監：基本的に、従業員の皆様がおっしゃっている西市道側、それから焼却炉の周辺のドラム缶調査というのは終わっている。

住民：終わってないですよ。一部しか掘ってないのに。よくそなん言いますね。

管理監：240本を超えるドラム缶を出したと。こういうことで一応動かして、今、これからしようと思っておりますのは、有害物を見つけるということでございますから、そのためには、詳細なボーリング調査がより有効だと、こういうことで環境省の指導を受けながらそういう回答をさせていただいているということでございます。

住民：今、ドラム缶調査の掘削が終わったと言うけど、深さが違うやん。県は5mしかしなかったけど、3m程下にいっぱいあるよというのは**それしてないから、終わってますというのはちょっとこれは...

住民：終わってない。

住民：廃掃法の18条でもって、法律によってですね、元従業員から聞いておられるわけなんですよ。嘘を言ってどう...

管理監：失礼しました。終わっているというのは私の認識でございまして、その有害物調査で有害物を見つけるというのは、詳細なボーリング調査、これで見つけたいと、こういうことを考えているところでございます。

室長：それでは、ちょっと今、有害物を見つけるという部分は、ちょっと終わらせていただいて、まだちょっと今それに関連するものがあるわけでございますけれども、一番はじめにすべきだったかなと今思っておりますが、元に戻っていただきまして、合意すべき基本4項目の1番、「住民との合意と納得のもとに調査と対策を進めるこ

と、これは言うまでもなく住民の皆さんの合意のもと進めるということで説明させていただいたわけでございます。これの関連といいますか、すべて関連しているかとは思いますが、なかなか文面が難しいですけれども、5ページの検討委員会の関係に入らせていただきたいと思います。バラバラに進めまして見にくくて申し訳ありませんけれども。提案いただいておりますのは、「専門家は、県側、住民側同数でなければ受け入れられない」ということでして、回答といたしましては、先ほど回答させていただきましたように、各委員からそれぞれの専門分野についての助言をいただくということで、委員としての集約を期待するというのもなかなか難しいということもありますし、多数決で委員会の方針を決めるということも前提としていないということでございます。というのありまして、専門家の方を推薦していただきまして、その選任、員数等につきましてはまた、提案を参考にさせていただきながら決定したいという内容でございます。

これにつきまして、ご意見いろいろあるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

先ほどから、ずっと各項目で言わせてもらいましたようにですね、以前ですと、県をですね、本来ですと今うちの方でこうだと言えない部分がありましてですね、委員会に諮って決めるんだというのが多かったんですけれども、それではなかなかちょっとどうなるやらさっぱりわからんと、不安やという部分のお声を聞かせていただきましたので、ある程度、今思っている部分を書かせていただきましてですね、それにつきまして、専門の意見を聞かせていただくというようなことを今思っております。委員会の性質上、そういう委員会を作っていきたいなと思っております。という部分で何かご意見ありましたら。

住民：なんか曖昧なんだけど、同数ということに関しては？県側と住民側の専門家を。

室長：同数にするとかいう話よりもですね、各専門分野のご意見を聞かせていただくと。多数決をとるのではないというふうにご理解いただきたい。

住民：人数的な配分はどういう考え？

部長：前、一人くらいと言っていました、一人でないとあかんということではないです。ですが、同数で手を挙げてどっちが賛成だとか反対だとかいう、それをする場ではありませんので、基本的には県が判断するためにここに意見を聞くというふうになっておりますので、それについての同数とかいうことは考えてないですけれども、委員さんについて言えば、環境省なんかの助言を得ながら、県は人選をさせていただきたい。皆さんの方からご推薦のあった方についても当然入れさせていた

だく。こういうふうに思っております。

住民：専門家でも、住民側に立つのと行政側に立つ専門家があるかもしれない。そういう意味でどうすると言うてるわけだから、そういうところを考えてほしい。

部長：皆さんの方からそういうご意見があったことは参考にさせていただきながら最終的な選考をさせていただきたい。そういうふうに思います。ですから、一人だけだと思っているわけでもないです。ただ元々言っていますように、人数がどのようのとかですね、採決をするとかそういうふうに思っている委員会ではないというふうにご理解いただきたい。ですから当然に住民の皆さんからその委員会で別途意見を聞くような場を設けたりですね、あるいは特にこの先生を呼んでほしいと、例えば、皆さんの方から推薦があるような委員の方でこの先生の意見を言わせてほしいというのがあれば、それも我々したらいいと思います。当然それはオープンの場合でやったらいいいと思います。それが一番良いのかなというふうに思います。

住民：この件に関してはですね、前回の補足説明の中で、県が考えているのは5名程度だと員数を明記した中で住民に複数推薦してもらって1名選任させていただきますというはっきりと数字が出てきたものですからこういう提案になったと思うんです。そこの部分をはっきりと撤回をしていただいでですね、員数についてもこれから住民と話し合っ決めていいというふうにはっきりおっしゃって決めればそれは問題ないのかなというふうに思っています。今の言い方ですと住民からの推薦を1名に決めないんだという意味で2名でも3名でも良いような言い方になってるんだけど、前回の補足説明を受けての提案ですから、前回の補足説明で、選任を5名、その中の住民から複数推薦してもらって1名選出させていただきたいという説明がありましたので、そういう点になっているので、この部分も住民の思いをきちっと受け止めてもらって員数的な部分についても今後きちっと話をする余地があるんだったら、明言していただきたいというふうに思います。

部長：それは話し合いをまたさせていただきたいと思ひますし、メンバーもまたご推薦をいただく話になりますので、もっと全体のどういふふうな専門の方が入られるかというよふな話もありますので、逆に、それは話し合いをさせていただかないと、推薦はいただいたけれども全然バランスが悪くなつて特定分野だけが固まっているという話にもなりかねませんから、それは話し合いをさせていただく。

住民：なぜそういうことを言うかというとな、一番最初の硫化水素調査委員会がそれだったから。だから言う。　　いふのがね、あれ完全に国よりですやろ、行政寄り

の学者だから。もうぐちゃぐちゃやあれ。そういうことがあるから。

室長：はい。それに関連しまして次の2番でございますけど、今見ていただきました「硫化水素の問題調査委員会」「最終処分場対策委員会」の教訓をどのように総括され、どのように改善した委員会とするのか、明確化されたい。」ということでございまして、今言わせていただいたような性格の委員会にしたいというふうに思っておりますのと、当然のことでございますけれども、委員会の公開性を十分に確保する。当然公開で行う、積極的な議事録等の資料等の公開を行う。選任については、県のみが行わず、住民推薦委員も選任する。開催場所につきましては状況によって大津市内に限りません、ということでございます。また先程、部長が言いましたように、委員会が住民の意見を聞いたり、必要に応じて今の委員さん以外の専門家の意見を聞くような機会、こういうものを設けていきたいと、こういうふうに思っております。何かご意見ございますか。

住民：ちょっと質問させていただいていいですか。この2番の委員の選任については県のみが行うのではなく、住民推薦委員も選任する。先程おっしゃったみたいな住民の代表を選任するのに加わらせていただくという意味ですか。どういう意味ですか。

部長：委員会そのものは専門の方が入りますので、委員会も住民の皆さんの推薦をいただいた専門の方に入ってくださいと。

住民：ああ、そうですか。

部長：ただし、例えば住民の皆さんから意見を聞く場を委員会に設けてですね、そこで言っていただく。あるいは、委員には入らなかったけど是非この委員を例えば呼んでほしいと。これをその委員会で発言させてやってほしいと。個人であればそういうことにも対応しても私は良いんじゃないかと。そしてそれをオープンな場であればですね、先程からしつこくなりますけど多数決で決めるというわけではありませんので、あくまで、この委員会というのは県が最終的に判断しなければいけない、そのためには専門家に聞かなければいけないということでこれをやるわけですので、多数決云々ではないんですが、やはりこれは住民の皆さんの意見をきっちり聞く場というのをこの委員会の中でも設けた方が良いんじゃないか、こういうふうに思っております。

住民：それ、住民推薦の委員と県が推薦される専門の委員さんと同数ではいかなので

すか。

部長：同数ではいかんというよりですね、可否をとるわけではありません。県が最終的に判断をしなければいけないわけですね。委員会に諮ったからといって、委員会がこういう言いますからといってそれを丸投げするわけではありませんので、これは今度は県が最終判断をしなければなりませんので。

住民：それだったら別に委員の数にこだわることはないじゃないですか。

部長：ですから、例えば1人に絶対にこだわるわけではありませんが、そうかといって同数にするという合理性もないと思うんです。要は県が最終判断をするために作らなければいけない場ですので。しかも各分野のいわば第一人者的な方に1人ずつ入っていただいて構成しようと思っているわけですから。

住民：やはりね、フェアでないと思うんです。

住民：多数決でないという話になればね、例の県の作った対策委員会みたいに、委員会の方から結果出ましたけど、その結果を廃棄して、県はこれでいくという、また同じことをするのはないですか。

部長：今回おきます委員会というのは、環境省の方で承認をいただいて、その承認の下にやっていく対策工事ですから、それに繋がっていくわけですので、その意見をいわば聞く場なわけですね。それで最終的にこれが良いかどうかというのは県がこれで承認申請をあげられるかどうかというのをここに諮った上で出していくという、そういう場と認識している。また、逆に言えば、住民の皆様の方から、もうこんな別にもう一回作る必要がないというようなご意見もあったように記憶しておりますが、うちが補助申請をあげようと思えば一定そういうふうな専門家の意見を聞いてするというのも必要だから、この委員会も作っていくわけです。

住民：ちょっと質問させていただいていいですか。この検討委員会というのは調査も対策工もどちらもいろいろな専門家に聞かれるということなんですけれども、恒久対策の対策工を決めるにあたって意見の集約はされないと。個々にバラバラなことを言われて、最終、一人ずつの意見を聞いて県が判断されるということなんです。どういう対策工でやっぱりとるのが良いのかという議論をされると思うんです、委員会の中で。その時にそれぞれ専門分野が違うので、なかなか、ご意見をいただける方が実際の人数に対してどれだけ意見を言っていたかかわからないですけれ

ども、そういう意見の集約をしないという書き方をしてありますけど、どこかではどうしましょうと議論をされて、どういう対策工でしていくのが良いのかというのはやはり意見を集約していかないといけないと思うんです、最終的には。ここにこういうふうに書いておられるのがちょっと私は疑問に思ったんですが。

部長：それはもう既に対策委員会なんかでも工法についてのご議論をいただいたわけですね。それはそれで一方であるわけです。そうしたことを当然踏まえていかなければいけないと思うんですが、最終的にはここでいろんなご意見をいただいた上で環境省との協議をして、そしてこのやり方なら承認できるよというやり方で進めさせていただくということですから、最終的には県が判断をして環境省とも協議をしてですね、これを出してくればいいよと、これの了解をとらないといけないわけですので、最終的にはそれに向かってですね、いろんなご意見をお伺いしていくと、こういうことになりますので。そこで、それぞれ専門の分野が違うわけですので、委員さんはですね。同じ方ばかりが5人いてというのであればあるかもしれませんが。ですから、意見をひとつにどうしてもまとめるというのじゃなくて、いろんな意見を聞いた上で県として判断をしなきゃいかん、こういうふうに思います。

住民：それであれば、逆に先程　　さんもおっしゃったみたいに、別に同数であっても何の差し障りもないんじゃないかなと思いますし、こちらの推薦する専門家の方を先に、それこそこういう分野の専門家の方、それ以外の専門家の方を県の方から
…

部長：ただ、あくまでもこれはですね、住民の皆さんからも作らなくてもいいんとかがうかかというご意見もあったように思いますが、要はこれ、あくまで承認申請を出していこうと思えばこういうやり方でという、いうなればですね、まずこれなら大丈夫だろうという、それをとっていかなければいけませんので、そのために専門家の意見を聞こうというものでもあるんですね。ちょっとその点を誤解があるように思うんです。

住民：ひとつ質問してよろしいか。今のに絡んで、この説明を聞いて前と変わったことはわかったんですが、じゃあお訊きしたいのは、県が最終判断するために専門的な助言をいただく場、これがこの性質であることはわかったんですね。* *入ってるのもわかりました。じゃあ、どういう専門家を頭に描いておられるんですか。ちょっと例があれば教えていただきたい。前回の例ではちょっとわかりにくいという気がするんですね。先程からこの解決にあたって検討委員会の助言を得てというのはかなり出てきます。県が最終判断するとおっしゃっているというのにも助言を

得てというのが出てきています。そういう意味ではどの分野に県としては専門家に重点を置こうとしているのか。そこらの絵が描けておればここで説明いただきたい。それといつ頃この委員会を設置されるのか、時期を教えてください。

主席参事：専門分野につきましては、当然廃棄物工学が必要になると思います。それから地盤工学ですね。それから地下水。最低この3分野については必要だと考えております。

住民：それで、先程から話題になっている分野を判断できる人おられるんですか。ちょっとわかりませんが。

主席参事：もう一度そのお話を、もう一度質問していただけますか。

今までの議論になってるところにつきましては、3分野からですね、おおよそのところについては議論できると考えております。

部長：それと、いつ頃この委員会を設置するんだということですが、できるだけ早くそういうことも設置させていただいて、とにかく調査に、言ってみれば最後の本格的な調査をして次の対策工を考えるその調査に、一日も早く入りたいと。そのためにこの委員会の設置をしたいというような思いであります。それと、あと調査委員会の意見を聞いてというのがたくさんあるというご意見なんです。はっきり言えば我々もですね、もうそれは県が判断しますと、これ全部、極端な言い方をすればそういうふうにしても良いんですが、ただやっぱりこれ、承認申請あげるとかいう話になれば、あるいは住民の皆さんにご信頼いただく意味では、そういう専門家の意見をきっちり聞いたということも必要だろうということで、いろいろこういうふうに書かせていただいておりますが、やっぱり皆さんと話し合いをさせていただいて、そうしたご意見を聞きながら、最終的には県が判断をしなきゃいけないと、そういうふうに思っています。

住民：よろしいですか。対策委員会というものについてですね、今おっしゃったように環境省との関係とかいうことで必要ということはいくぶん分かります。私が言いたいのは、本来こういう問題を解決するにあたってですね、県と住民とがよく話し合うということが本当は必要なことじゃないかと思うんですね。

お互いに意見を出し合って、目標としては、あそこをいかに綺麗にするかということを目標としてですね、お互いがそれを出し合ってやっていくということが理想なんですね。もうひとつ理想を言えば、栗東市もこれに関与して入ってくるべき問題だと思うんです。県に任せっきりという姿勢がですね、やはり僕は問題だと思います。で

すから、3者がですね、住民側、県と市の担当の3者がですね、やはり本当にあそこを良くするというような目標に向かって協議を重ねていくということが、対策委員会というよりもその行為の方が重要だと私は思うんです。環境省とかそういうものに対する必要な手立てとして対策委員会とか専門家の委員会というのは、必要性というのはおっしゃったようによくわかりますけれど、理想を言えばそういうことが、我々と県と市が議論を高めていく、目標を、ひとつの目標に向かって高めていくということの方が大事なことはないかということ、意見を言いたいと思って言わせてもらったんです。

部長：特に住民の皆さんの安心というものにおいてはですね、やはり話し合いというのが何よりも大事だろうと思いますので、対策委員会が終わってもですね、もちろん住民の皆さんとの話し合いを第一にさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

乾澤部長（栗東市）：すいません、栗東市でございます。今日は県も大分前向きな答弁というか回答をされているところでございますし、やはりこれからですね、具体的な内容についてまた議論があろうかと思いますし、今まで県と県市連絡協議会という組織をもちまして協議をしているところでございますけれど、また、住民さんとの協議もさせていただきたいと思っておりますし、その時にはお答えをしようと思っております。

室長：それではですね、大分遅くなってまいりましてちょっと残っている項目がたくさんございまして、重要なものもございましていかにさせていただきたいと思っております。

1ページ目の基本4項目が残っておりまして、「処分場跡地を県有地化することで将来の安全性を確保すること」ということで、これにつきましても部長から冒頭に説明させてもらいましたようにいろいろ手続き等がございまして、「します」とはなかなか言えるものでないのでもこんな表現になってはいますが、皆さんの不安を解消すると、県が責任を持って対応するというにつきましても県有地化というのが大事ということで検討してまいりますということでございます。これにつきましてもよろしいでしょうか。

住民：これにつきましてね、先程部長が説明されたのに随分おかしな説明だなあと思って私は聞いておりました。と申しますのは、管財人が常に県と市にそれぞれ所有をなささいという勧告をされてるんですね。これは債権者の了解もとるし、裁判所の方へもちゃんと手続きをとりますよと、そうしたことによって住民の皆さんに安心をされる担保になるんだと、こういうことを既にもうおっしゃってるんですね。それを今更理屈付けて県は県有地化しない、これおかしなことだなと思って私は聞

いておりました。

部長：今のお話はですね、今逆に言えば破産管財人さんの手元にある間であれば、言わば公的管理がされている間ですから比較的それがしやすいと、だからむしろできるだけ早くいつくらいまでにこういうふうにできますよというのをお示しして、逆に言えばその方向で我々も調整に入りたいと、こういう思いです。ですから、今おっしゃられた話は、よく我々承知してます。ですから逆に言えば、例えばその公的管理を離れてしまうと非常に難しくなってきますよと。なんか難しいこと言ってるんじゃないくて、しようと思えば今の公的管理の間にしないと、後になればなるほど難しくなります、こういう話をしただけです。

住民：ただね、具体の対策工に先立つ調査が遅れば県有地化は極めて困難だと、こういうことおっしゃってますね。これおかしいと思いますよ。関係あるんですか。

部長：それはですね、いつまでもこの土地の目処が立たないということになればですね、いわゆる破産管財業務そのものが今度影響してくるわけですので、それを我々申し上げているわけで、そちらの方の業務もいつまでも続くわけではないわけですので、だから早く我々もそちらの方を急いでいきたいと、だから早くしたいというのが我々の思いです。ですからそのためにいろんな調整もさせていただくと、こういうものです。

住民：今すぐ県有地化に向かって行動を起こすということですか。行動をするということですか、今。

部長：ですから、そのためには早く一方の調査とか対策工といったものの目処を立てていかないとですね...

住民：どうして立てなくてはいけないの。

部長：これは破産管財業務がいつまでも続くというものじゃないわけですね、これ。

住民：違う違う。調査は...

部長：いや、だから公的管理の間である間でない限りそれは無理なわけですし、それが全然それも進まないというようなことであればですね...

住民：言ってることが違うんですよ。

部長：第一、それを議会に議決いただこうと思っても、これある意味ではリスクのある土地を取得に行くわけです。

住民：だから心配してるんでしょ。リスクあるなし...

部長：だから取得しようと思えばですね、これも早く急いで取得しないと、公的管理の間にある間でないと難しくなるということをお申し上げしているわけです。したいというふうに申し上げている。何も、しないという理屈を考えているんじゃないで、したいので急がないとだめですと言っているわけです。だから、しないと言っているんだったらもうこれは怒られるのも我慢しますが、私はできるだけ早くしたいというふうに申し上げてるわけですので。

住民：早く県有地化を、県が持ちなさいとおっしゃってるんですよ。

住民：環境省に、内緒で、持ってもあかんかと聞いてみてはどうか。

住民：検討しますと書いてますけどね。視野に入れると。曖昧としてます。しますとは書いてない。

部長：ですからね、それはね、議会の議決かなにかもいる事項について、知事なんか議員さんの居る前で私はこれ取得しますとなかなか断言をすることは難しいと思うんです。しかし、視野に入れて検討の方向で検討しますと言えばですね、普通はそれでやるんだなあと、こういうことなわけですね。ですからそれを言っておいていつの間にか消えてしまうと、それはなかなか難しい話ですから。第一、我々もその方向でやりたいというのがみんなの思いですから。

住民：そういういろんな問題があるので最後に困難になりますじゃなくて、そういう問題があるけど乗り越えてやりますという結び方であればね、わかるんですけど、これだったらなにかね、ちょっと敷居が高いから、これやばいからやめると、どんな理由でも付けられますね。これからどんな問題が出てくるかわからない。わからないたびにこういうことがある。

部長：ですから、いろいろ難しい課題はあるけれども、もうその方向でやりたいと。

住民：それを書けばいいんですよ。

部長：それは、逆に言えば予算の担保もあるわけでもないし承認がおりてるわけでもないのにね、それをなかなか書きにくい。しかし、その思いはそうですということで、これはご理解をいただきたいと思います。

住民：管財人との話で、いつ頃まではやってもいいよというのではないのか。

室長：これですね、今まで長いことずっと管財業務やってきまして債権債務がきちっと固まったら、普通だったら管財業務についてはそこで精算してしまうというのが管財業務の本来の仕事ですしね…。ただ、うちの関係は社会的な影響もあるので、一定長く辛抱してもらっている。目処がつくかつかないか、いつまで経ってもどうなるかわからないということであれば、もう後何年とかそんなことはわかりませんが、今、目処が付いたということであれば続くかなあとはいいますが、いつまで経ってもどうなるかさっぱりわからないということであれば、今まで待ったけどやめてしまおうかということになる可能性がある。いつまでというのは…

住民：我々も2回ほど管財人に会ったんだけどね。

室長：今は管財人さんの報酬で残ったのが目減りしているということがありましてですね、いつまでもこういう状況ではだめだという感じです。いつまで延ばせるかというものは…

部長：県は慎重にやりたいというふうに思っております。

室長：それでは、ひとつひとつ課題を残しながらですが、基本項目の4項目目、「県の責任を明確化すること」ということをございまして、ここにつきましては検証委員会が終わっておりますが、その報告書をいただいておりますので、当然、RD社を十分指導監督できなかった県の組織の対応としての不十分さ、これがあるということをございまして、十分認識しまして再発防止策としてマニュアルを作ったり体制を強化したりいうことで対応してきているところをございまして。また、起こってからでは遅いので不法投棄を未然に防止するというので、そういう対策を最優先に、不法投棄対策を進めることで、今後は県の責任を果たしていきたいということをございまして。

住民：葉山東小学校の横でパチンコ台がほかされたと、ものすごい量でした、山にな

ってましたから。それも、すぐ横に保育所があって、それで園児がね、ずらっと並んで歩いていたら。その横をトラックが来てガサーっとあけていった、埃まみれ、においも臭い、その状態でも県は何もできなかった。県も市もできなかったですね。警察にも言いましたよ、私。何もできなかった。いったいこれ何なんですか。文書はわかりますよ、再発防止、確かにわかります。けど実際は何もされていないでしょう。

主席参事：いや、あその改善につきましては、私ども循環社会推進課の不法投棄対策班が土地の所有者に対してですね、九里先生からご指示受けまして、きちっと指導いたしまして、土地の所有者ですね、京都の造園業者でございましたけれど、そちらに撤去させてもらっています。何もしなかったということではございません。

住民：これは裁判所が動いたからでしょ。

九里県会議員：違う違う違う。

住民：裁判所が動いたから。

主席参事：いえいえ、これはね、我々の職員が動いたんです。

住民：県の職員に聞きましたよ。聞きましたけれども、私ら何もできませんと。警察署も言っていましたよ。自分の土地で許可得てやっとするもの誰が裁けるんだと。警察から逆に言われましたよ。

主席参事：ですから当事者からだんだん遡って土地の所有者まで行って、土地の所有者にですね、皆さんにご迷惑をかけてるんですからのけてくださいという話を通じたところで撤去されたということでございます。

住民：それまでに実際の不法投棄したものはどこかへ雲隠れしましたね。

主席参事：ですから、そういった雲隠れしたのから金は取れません。ですから、今、申しましたように、土地所有者に対して厳しい対応で指導を行った結果、撤去されたということでございます。

住民：その人は逮捕も何もされてないし。

主席参事：いや、だから。

住民：すみません。時間がないのでね、短めにやってもらえますか。

住民：とにかくこの問題は...

主席参事：だから、それは私どもの方できちっとしたということだけのご記憶いただきたい。

住民：私はちょっと中途半端だっと思ってます。

部長：とにかく、その不法投棄に対しては全力をあげて、これからも逆に言うと未然防止、初期対応ということで対応させていただきたいと思います。

住民：これに関してね、岐阜県の椿洞でも結局23人処分してます、職員。県はどうするの。

部長：今の段階ですとね、県の処分というのは考えているわけではありませんが、ただこれ調査を、本格的に最終的な調査をしてですね、やはり職員の何らかの責任があるということであればですね...。今の段階で何か職員に処分するとか、例えば業者と何か結託してどうのこうのとかいうことがあるわけではありませんので。

住民：おかしいな。責任...

部長：いや、普通はですね、

住民：責任なかったら何ともならへん。

部長：いや、だから、それはもう少しゆっくり考えさせてください。

住民：そのことで考えていただきたいんですけども、今日お渡ししている資料で、平成20年11月25日に財団のほうに実施計画書資料編の修正について相談に行かれたときに、財団の方から指摘されているのが「平成10年5月に最終処分場の廃止届を受理されているが、その後平成10年6月に最終処分施設の改善命令が出され、平成10年7月には変更許可により許可容量が増えている。業の許可がないのになぜ許可容量が増えているのか。」と指摘されて、「別の担当者に確認する。」というふう

な形でその時はそういうふうに返答されてます。次のプリントの平成20年4月23日に環境省のほうへ相談に行かれたときに、下の方ですけれども、「本来であれば、許可容量を超過して埋め立てている当時にわかるものであり、なぜわからなかったのか検証が必要である。検証ができていなければ県としてやらなければならない。」というふうに言われてます。それとその裏のページの、2ページの上の方ですけど「行政対応について」ということで「認識が職員に無かった」のはなぜなかったのか。」と、「その一職員だけ認識がなかったのか(その場合はその職員に処分があるのでは)、全体としてなかったのか、その理由は、これから細かく分析されたい。」というふうな形で、当時はしょうがなかったということの弁明を細かく分析するべきであるというように助言されてるということなので、この部分、もう検証はされているのでしょうか。また検証された結果を教えていただけたら。もう、ちょっと今日は時間がありませんので、また後日教えてください。

住民：それは琵琶湖環境部の仕事じゃないです。検証は。

住民：それは琵琶湖環境部の仕事なんです。環境省の方に言われてるんです。実施計画書を出すのにあたってきちっと...

住民：窓口になっても、それは...

部長：処分なんかというとまた違うサイドなんです。

住民：それはどう検証して何がどう悪かったのかと、その結果を受けてその再発防止ということを考えなくちゃいけないじゃないかと環境省の方から助言いただいているわけなんで、そこをきちっと、何でこんなことになったんだと、だから業の許可もないのにどうして許可容量を追認してしまったんだという点の、その責任をどういうふうに検証されるのかなというところを聞かせていただきたいのでよろしく願います。

住民：今後の責任じゃなしに過去のこういう具合になった責任を、どうだろうかということを探ねてるんですね。

住民：これからどうするというのは当たり前のことや。

住民：当たり前のことです。

室長：それでは、残っております項目2ページの「ボーリング位置」のことですが、建物の部位、構造物の地下をメッシュ調査に含めてボーリング対象に含めよということなんですが、いろいろこれ、前から議論がされておまして、下にパイルがものすごく打ってあったりする部分がございますので、例えば物理的に調査が、ちょっと調べてみまして、可能であれば対応したいと考えております。

住民：コア抜きというのがありますね。だからなんぼでもできますよ。私らそんなんいっぱいしてくれる人知ってますし、何回でもやってもらってます。

室長：調査して、できれば対応したいと思います。

次、2番の「メッシュ調査に加えて、元従業員等の不法投棄証言があった場合、あった地点で調査をする」、これにつきましては、当然そういう情報も含めて何とか探していきたいなということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それからガスの関係ですが、ご提案いただいたものすべて、そのようにうちの方でも考えておりますので、それにつきましては意見が一致しているというふうに思います。次に3ページ3番「地下水モニタリング」でございますが、「A2とB2地点付近に、新たな観測井を追加し、北または北東側への地下水の流れ等を確認する」、これにつきましてもご提案どおり調査地点を追加したいと考えております。ということで、同じ認識ということでよろしいでしょうか。

住民：その地下水モニタリングの場合は地下水のどこまで？

住民：だからボーリングはあれでしょ。ボーリングの底まででしょう。だから本来は浸透水だけ。だけど、底を破っている、粘土層を破っているところは地下水...

主席参事：いえ、ここで申し上げておりますのは、場所によっては、粘土層のところをきちっと処理した上で、その下の地下水も取る場合もありうるということです。

住民：そういうことですか。

主席参事：不透水層を破りますので、きちんと処理しないと逆に汚染を拡散させる可能性がございますから、そこはきちんと処理した上で、その下まで延ばす必要があるところにおいては、場所を見ながらですね、やるということです。

住民：ああ、そういうことですか。それは今回初めてお聞きしましたけど。

主席参事：前回の答えと一緒にです。前回もお話してございます。

住民：前はゴミの底までしか掘りませんと。

主席参事：いえいえ、前回もそういうお答えをしています。

住民：以前の担当の方、3月...

住民：こんな話止めましょうよ。

主席参事：あの4月の時点でお答えした結果と同じです。

住民：だからやるんですね。

主席参事：4月の結果と同じです。

住民：それは、Ks3か2か1かは今後検討するわけですね。

主席参事：そうですね。どこまでいかなければならないかという話は...

住民：地下水といっても...

主席参事：おっしゃるとおり。3層ございますけれども、当然下流への影響があるような場所についてはやるべきだと思いますので、そこについて、どの深さまでということ、その必要性を考えるべきだと思います。

室長：それから次の2番...

住民：それで、ボーリング工ですね、観測井に兼用されて、たくさんの箇所です水の汚染状況をお調べいただくと。できればその処分場の全区画の水の汚染分布を明らかにするという方向に向かってやっていただけるということで、全容解明に一步近づくとこのように評価させていただいているわけですが...

主席参事：一応、地下においての汚染の状況を確認するための調査というふうに位置づけております。

住民：汚染分布が把握できるように多く確保するという提案に対してそのように考えてますというふうにご回答いただいていますから、それをやっていただけるということですね。それでね、できればですよ、単なるデータとして、観測データとして留めおくんじゃなくて、汚染状況が把握できれば、その周辺を調査して汚染素因を除去するとか、そういう一步進んだ調査体制、調査から今後の体制に結びつくようなそういう方向までを考えたいことを前に申し上げたんですね。両方とも検討していただきたいということです。前のたくさんの質問の回答仕分けを見ていただいたら。今お答えいただくこともないので、ご検討いただきたいと思います。

室長：それでは2番につきまして多く確保する。そのように、さっき話が出ましたのでそういうことでございます。3番の...

住民：多く確保したいということで県の方も言っていたんですけど、だいたい何本くらいで考えてくださってますか。まだそこまで...

管理監：おっしゃっていただきましたように、地下水の状況の把握に必要な数と、こういうことで今日は我慢していただきたいと...

住民：後日でいいですので、だいたい何本くらい、分布が把握できるのにだいたいこれくらいは必要だろうと考えてくださってますか。

主席参事：いや、これから本数については、詳細について検討したいと思います。今のところ何本という数字までは申しあげることができません。

住民：今日は結構ですけど後日教えてください。だいたいこころへんには必要だろうということ。

住民：そういうのを全体見てくると、安心しますから。

住民：見ていただけるとね。

室長：はい、ありがとうございます。次、3ページの3の3でございますが、「モニタリングは、地下水のみならず、浸透水も対象として行う」ということで、「そのように考えております。」ということで、意識しておるということでございます。

それから抜けておりましたのが、4ページの6番の2番、「水質の分析については全量試験とする」というご提案をいただいております。これにつきましては先程ご説

明させていただきましたように、国が定める方法、例えば「土壌汚染対策法に基づく技術的手法の解説」などに基づく方法で実施する必要があると考えておりました、全量試験の実施につきましては、有害物調査検討委員会の助言を得たいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

住民：時間もないので簡単に言いますが、従来どおりやっていたら、全量試験は続けてやっていたらということですね。従来どおり。廃掃法に基づいてずっとやってますので、全量試験は。

主席参事：ですから我々としては、当然、ろ過した液で判定したいということでございます。

住民：そんな馬鹿なことはありますか。あなた、前、くっついて流れるものだと言ったじゃないですか。くっついてるから心配してるんですよ。

主席参事：くっついてるから移動しないんですよ。申し上げます、日本地下水学会の…

住民：そんなのいいんです。事実として流れているんですよ。

部長：わかりました。先程これについてはお答えさせていただいたように全量試験というのは否定しているわけではないわけですので、どういう場合にすべきか、そこらへんは具体的に検討委員会の助言を得ながらさせていただきたい、こういうことです。

住民：検討委員会じゃなくて、われわれと今まで従来どおりにやりますよという約束を従来どおりにしていただいたらいいわけであってね。今まで県はそういうふうに来てきたじゃないですか。なんで国の助言をいただいたらそうなるんですか。

住民：ずっとそうですよ。全量試験してもらってきたんですよ。当初からそうです。

住民：もちろん県はろ過も併せてやってますがね。それはそのあたり言ってないけど。全量試験は基本の基本でずっと…

主席参事：併せた上でやるということです。

住民：それは今日約束できますよね。検討委員会に諮って「いやまたろ過だけだ」と

いうことはないですよ。

主席参事：先程申しましたように、判断としてはろ過水のもので判断させていただきますけど、調査については両方やらさせていただきます。

住民：判断では、県の対策委員会はどこで判断したんですか。

主席参事：ですから今回、土壌の環境基準について判断するわけですので、それは土対法の調査方法でやると。

住民：県は今まで改善命令、措置命令を出してきましたが、どういう方法の判断をしたわけですか。

主席参事：ですから、それについては先程、1番のこの問題点というのは地下水に溶け込んで移動するかどうかという判断だと思います。ですから、その部分が判断できるようなものについてやるべきだと考えております。

住民：ここは廃棄物があるから廃掃法に基づいて進めてきてますよね、現在。

主席参事：ですから土壌の環境基準に基づいて判断します。環境基準の上下について除去について対策を検討しますということを申し上げていますので、土壌の指定基準、この方法に従って土壌環境基準の上下について対策工事ができるかどうかという判断するべきだと。

住民：土対法は本来は処分場の跡地、そういうところに土対法の基準を適用してはならないというのが、通達がずっと来てますけど、我々はそれをまったく無視しなさいと言ってるわけではない。立派な方法ですから、おおいに利用したらいいんであって、今までも県の方はそれを準用しますということを、文言きちっと入れていたわけです。土対法、それ**ると法律に反しますよ。

主席参事：ですから、今あそこは廃棄物処分場としてはもう取り消されたわけですので、土対法の環境基準で、土壌の環境基準で判断しましょうと皆さんにお話させていただいたわけです。だとしたら、土壌環境基準の調査方法でやらせていただく...

住民：それは結構ですよ、調査方法は。判定基準を使うというのは違反するんじゃないですか？

主席参事：土壤の環境基準の判定基準ですよ。土壤の環境基準の判定方法、それは土壤の環境...

住民：方法じゃない。

主席参事：いえ、土壤の環境基準の判定方法はこうやりなさいという調査方法が記されているわけですので、それに基づいてやるべきだと。

住民：私も、新しい、よい法律ですからやった方がいいと思いますけど、法律ではそれを処分場に適用してはならないと。

主席参事：ですから今の時点であれは処分場ではない。

住民：処分場の跡地に適用してはならない。

主席参事：いやいや、今の時点では処分場ではないので...

住民：廃棄物が入っているわけですので...

主席参事：土壤の環境基準のもう一つ厳しい方法で対応しましょうと申し上げてるわけですよ。

住民：え？

主席参事：そうですね。土壤の環境基準の上下で判定しましょうと。ですから土壤の環境基準に従う調査方法でやると、これは当然の話だと思いたすが。

住民：いえいえ、これはちゃんと法律に載ってますよ。適用してはならない。それとも...

住民：変えはったんですか。

主席参事：土壤環境基準は廃棄物処分場には適用されない、そのとおりです。今それを踏み出して、そこは廃棄物処分場でなくて通常、土壤と同じ環境基準を適用しようとして申し上げているわけですね。

住民：適用する必要はないですよ。参考にするのはいいですよ。

主席参事：適用しなければ土壌の環境基準以外のものを、例えば除去の対象とするとは言えないではないですか。

住民：適用してしまうと法律に反する、それ相応のものであれば納得しますよ。

主席参事：通常、土壌と同じように環境基準以外のものは出すべきだと皆さんおっしゃって、我々も地下水に影響を与えるものであるならば対象としましょうと申し上げているわけですから、通常の土壌と同じような話をしましょうと申し上げているんです。どうしてそこで廃棄物の基準まで戻るんですか。後退するんですか。土壌の基準を適用しましょうと言っているんですよ。

住民：鉛を撤去しないとやっているじゃないですか。

主席参事：検討しましょうと申し上げているんですよ。土壌の溶出基準と申し上げているんです。

住民：ここまで、こういうふうに言われるのだったら、あそこに封じ込めた鉛はもう除去しましょうと...

主席参事：土壌の環境基準、失礼しました。

住民：片方では検討しますと言っている。こっちは法律的にね、跡地は適用されないということになってるのに、法律、どこかで変わったんですか？

主席参事：いえいえ変わってない、ですから申し上げているとおり、土壌の環境基準というのは溶出基準だけでしょ。

住民：ガスもありますよ。含有もありますよ。溶出もありますよ。

住民：含有もありますよ。

部長：ちょっとそれは、専門的な書いたもので、うちの方で整理したものを出させていただく。

住民：今までしていたとおりしていただいたらそれで結構です。

住民：今までの県の方は、それはお互い認め合ってね、しかしそれを利用しようと、立派な法律ですからね。やり方はすばらしいですよ。だから、準用しようということで、粛々とやってきたんです。ところが今になってどうこう言われるとちょっと話が違います。

住民：それがなんで今になってできないのかと...

部長：ちょっとそれは整理させていただきます。

住民：はい、お願いします。

住民：この問題までに、法律はともかくとしまして、コロイドの非常に細かい微粒子、浮遊物、そういうものにくっついて、特に有害な重金属だとか、ダイオキシン類ですね、そういうものに付着して存在し、そしてそれが地下水の中で移動していくということが学者の間でも定説になっているのもあるし、考えているんですけどね。だからそういうように非常に細かいグループについてどんどん汚染として重なっていく、イメージ的にはそういう状況じゃないかと思うんですね。それを濾し取って、無いものだけ**で分析して何になるのかなというふうに私は思うんです。

住民：R Dの現状に合わせたことをやってくださいよ。

主席参事：だからコロイド粒子で移動するものは2ミクロン以下とだというふうに認識しています。

住民：そんなこと知りません。流れているでしょ、現に。外に流れているんじゃないですか。

住民：ろ紙はいくらですか。

主席参事：ろ紙ですか？

住民：ろ紙のメッシュ、0.45でしょ。

主席参事：そうです。

住民：だから2ミクロンだったらひっかかって、濾されちゃうんじゃないですか。

主席参事：ですから、2ミクロンで移動するんです。2ミクロン以下のものが移動するんですよ。

住民：そんなことはっきり決まったものじゃないでしょう。

部長：すみません。ちょっと整理しますし。そうしましょう。

住民：全然、もうそのへんから合わないですよ。もう無理ですわ。

住民：そんなことでね、皆さんがさっきおっしゃったことで、10年間待って今年もできなかったらどうするんですか。

住民：また来年。

住民：きちっとした対策せな何にもならん。

住民：ほんまや。

住民：ちゃんとした調査をすと言っているでしょ。

住民：してないです。すと言っていないですよ。

住民：すみません。ちょっと長々とやりました。申し訳ない。議長さん、進めてもらえますか。

室長：今の件につきましてはちょっとまた後できちっと、うちの対応を整理させてもらって、整理させていただきたいと思います。遅くなって申し訳ありません。

5ページの対策工法8番のところでございます。「有害物については、最低でも不法投棄にあたる許可容量を超える分量を撤去する」という部分でございます。これは先程の責任の明確化のところにもございますように、これにつきましては当然、県が充分指導監督できなかったというものでございまして、結果として許可容量を超える分が多くあったということでございます。ただ、そういうものはありますものの、

以下のような、書いておりますような内容になりますことを十分ご理解いただきたいということでございます。先程説明させていただきましたのであれですが、許可されている段階であれば、改善命令を出して、業者さんに「こういう部分を全部のけよ」と命じられるとなるわけですが、破産で許可が取り消されたという状況の中で代執行で支障除去を行うということですので、税金使って生活環境保全上の支障除去をするということで、経済的、合理的な方法であることを要されますので、ご理解をいただきたいということでございます。よろしくお願い致します。

住民：これ、ちょっと誤解してると思うんですが、廃棄物と言ってるんじゃないんですよ、有害物。有害物を我々はなるべく持っていこうとしたんですよ。廃棄物を許可容量持っていこうとしたわけじゃないですよ。

室長：わかりました。今のは終わりが悪かったんですけども、元々出す部分を事前に決めるという、結果としてそうなったことはあるかも知れませんが、元々これだけを出すんだというのが先に決まってるということは、なかなか言えない部分がございますので、そのへんをご理解いただきたいなというふうに思います。

部長：できるだけ除去するという基本方針ですので、その点をご理解いただきたい。

住民：これは、県の責任でこれだけのものを出してもらわなきゃいけない。なぜかというね、RDが健在していて破産する前からこれをどけるということを言っているにもかかわらず、県はRDの回し者のような発言をしてどけなかったんですよ。だから当然、県の責任でどけてもらわんとはいけないんですよ。以上です。

住民：県のここに書いてますけど、環境省から説明がされたということ。十分理解したとは言いませんけども、説明は受けました。それで納得はしてないんです。それは理解してもらえますね？納得と合意というところまで来たよね。**納得できませんよ。最初に24万³mで許可しているわけです。先程も説明があったように、あそこは終了して、容量、それで終わりなんですとか、後で追認して41万、なぜそこが**だったの？そこがわからないわけです。説明もない。まったくそこは県の責任です。その後調べて71万³m。最初の3倍になった。明らかに県の責任ですよ。闇に紛れて何か埋めたって言うんだったら、そこまでは大変だなあという思いがあるけど、目に見えて増えていって、その対応ができていない、今もしようとしなくて、これから先のことはできましたけど、それもこれに関しては何の責任もない、それを納得しなさいと言われても。

住民：これ、県が税金で使うんだから云々いうんだったらね、関係した職員から金集めてやったらいいんだよ。そうでしょ。

管理監：おっしゃる意味といたしますか、充分、伝わってまいります。県の責任、これは検証委員会にも指摘されているし組織として不当だという指摘をされてるのも事実でございます。しかし一方で、繰り返しでございますが、産廃特措法の枠内でやろうとすればそういう制約があるということでございます。対策工の経済性、あるいはまた、撤去の合理性を説明せんといけないと、こういう制約もあると。こういう中でこういう回答をさせていただかざるを得ないということでございます。そういうこともご理解いただきたいなと思います。ただ、有害物、これを極力見つけようと、こういうことです。結果何m³を出しますとは申し上げられませんが、極力見つけて出すと、こういう意気込みであります。これはご理解をいただきたいと思っております。

住民：環境省は別に全量撤去したらあかんなんて一言も言ってませんよ。全量撤去はありだと言ったんですよ。そんな* *しないでください。

管理監：当然、その、撤去に合理性があれば、科学的に証明できればできます。

住民：ありますよ、合理性はいっぱいありますよ。勝手にね、手順を変えてるだけであってね、合理性はいっぱいありますよ。不法ばかりなんだから、違法ばかりなんだから。勝手に変えてるだけですよ、あなたたちは。

住民：環境省とも相談して、まあ県の負担としては相当な金額になると、国の方とも相談してね、そのへんをどうするか、目に見える形でこれだけのものっていうのがあれば、また検討する余地もあるけど、今の段階ではまったくわからない。

管理監：ご意見の趣旨は充分わかりますけれども、2回の環境省の説明の中でも、これについてはお聞きのとおりでございますので...

住民：特措法ではそうあるべき、特措法というのは廃掃法の延長上にあるもの。特措法は切れますよね、時限立法で。その後にもた有害物が残ってしまう。県で対応してくれるんですか。そこでまた莫大な費用が県に負担がかかるからね。この段階でいかに国と協力して出せるものはいかに出すかと。調査の後、県の負担が極力かからんようにすべきだと思う。そのへんは国との話し合いすべきだと思う。

管理監：出せるものは極力出すということは先ほどから何回も申し上げてますので...

住民：そういう面では協力しますけれども。

室長：というところで、基本的なところで有害物を見つけて出すんだと、出せるものは出すということですが、この部分の容量をこれだけ出すんだということがなかなか言えない部分につきましては、ご理解いただきたい。ちょっと、それぞれ思いが残る中で進めておりまして、非常に進め方が悪くて遅くなって申し訳ありません。あちこちいきまして最後でございます。最後のページのその他の1番、「地下水汚染をくい止める緊急対策として、下流部に必要数のバリア井戸を設置する」という提案でございます。バリア井戸、先程ご回答させていただきましたようにバリア井戸を設置しようと思うと詳細な検討が必要だということでございますので、なかなかその、緊急対策として実施するというのはなかなか難しいということでございます。

住民：しかし、恒久対策になったらいつのことかわかりませんよ。その間ずっと流れて出てるわけですよ。今でも出てるわけですよ。

室長：それですね、現在、緊急対策で進めております。これは完全なバリア井戸ということではございませんけれども、既設の浸透水井戸から浸透水を汲み上げて水処理する計画を進めております。これで一定の地下水汚染拡散防止を図れるものと考えております。ちょっと今、緊急対策としてバリア井戸をするというのには、調査をしながらやっていくのに時間がかかりますので、緊急対策として対応するにはなかなかできないなということをご理解いただきたいなと思います。

住民：既設の井戸ってどんなにかわかってますの？わかってます？どの井戸言ってるかわかってます？沈砂池の土手の井戸ですがな。あの3本の。浅い浅い。あれで何が有害物取れますの？井口さん、わかるでしょうか、あなた。

室長補佐：まあ、今まだ下水道に繋いでいけませんので、連続ですずっと運転するということをしてないので、その状況も見ながら、もし全然取れないということであればどうしようかということも考えていかんとあかんと思いますし、そのへんは実際動かしてみても対応を検討していくということをお願いします。

住民：ダイオキシンがそんなたくさん出てますか？あの場所で。

室長補佐：連続運転をしてないのでちょっと何とも言えないんですけども。

住民：出てない所の井戸を汲み上げてどないするの。

室長補佐：ですから、連続した運転をしていませんので。

住民：連続した運転をしたら出てくるんですか。

室長補佐：それはやってみないとはっきりしたことは言えませんので。

住民：今、地下水汚染が一番問題なんです。そのためにやっているんです。それなのに、他のことを対策していても、どんどん地下水へ流れ出ているわけですよ。何も対策してないですよ、今まで。十年間何もしてこなかったですよ。

室長補佐：ですから、うちは対策を早くしたいと思っています。緊急対策についてはあくまでも緊急ですので...

住民：緊急ですから言っているんですよ。

室長補佐：ですからバリア井戸と言われるとちょっと緊急でできるものではないなということですよ。

住民：できるよ、よそやっているんだから。1番にバリア井戸やってますがな、よそは。流れ出る方向さえわかったらバリア井戸してますがな。

室長補佐：そうすると、また調査なりなんなりがいることになります。それだけでまた半年、一年かかってしまいますので。

部長：何にしても早く調査をして、しっかりしたバリア井戸もしたいと、こういうことです。

住民：こんないい加減な、今の既設の井戸なんて全然ダメですよ。こんなもん何の効果もありません。無駄ですわ。

住民：調べてませんよね。今言わはるみたいにダイオキシンがどれだけの量、既存の浸透水の井戸からどんなものが出てくるのかということ調べてなくて、これで拡散防止が図れますと言われる根拠がよくわからないんですよ。できたら濃い濃度のものを揚げていただいて、本当に地下水にいかないようにしていただきたいという意味で、

今一生懸命少しでも取ってもらえないかということで今お話をさせてもらっているわけで。本当の意味でのバリア井戸っていうのはそれこそ、井口さんが言わはるみたいに調査して何本必要やと色々な計算をしながら設置していただくのが本来かもしれませんが、そこまで本格的じゃなくても、とにかく濃度の濃いところ、今でもわかっているのがこのA - 3っていう浸透水なんか、ここすごく濃度が濃いんですよ。ですからこの水を汲み上げるように、そういう井戸を今回の追加調査の時に掘っていただいてそこから水を汲み上げていただいたら、少しは拡散防止に繋がるかなと思うんですけど。今のね、部長さん、A、B、Cの井戸の水ってのはそんな本当に、処分場の下流にはありますけど、そんな汚いものがあそこに集まってきてるといような状況かどうか県として把握されてないと思うんですね。電気伝導度とかそういうものは見ていただいて、pH測定もしていただいてアルカリがあそこは高かったということで調査していただいて、あとアルカリが残ってる部分を何とか汲み揚げようかということで、あの井戸を作っていたのであって、そこをきちっと。

管理監：あの、　　さん。おっしゃる意味はわかるんですけどね、緊急対策工はあくまでも、緊急避難的な措置なんです。単費でやっているんです。本来ならば特措法の枠組で恒久対策工としてやりたい、これはそうなんです。で、恒久対策工を完了することがこのRD問題を解決する一番の道だとわれわれは思っているわけです。今やっているのはあくまでも緊急避難的に単費で対策工の前倒しを暫定的にやっている。そんな感じなんです。だから完璧を求められるとつらいなという部分もあるんです。しかし、浸透水を少しでも揚げて浄化して外へ出したいということからこういうことを、ご意見もございましたのでしていると、そのへんはご理解いただきたい。

住民：だから今すぐでもいいじゃないですか。場所はわかってるんだから。

住民：はい、すみません。緊急の井戸として、緊急の緊急で提案しますが、あその処分場の深掘の穴というのは3カ所あるんです。この図面にありますよね。深さ20m近く掘っています。その水が10mほど水深があると、もう一つは7m、もう一つは3.3m、水がたっぷりついたままで下流に流れてるわけですね。これなんか放置していたらいつまでも、簡単に抜こうと思ったら抜けるわけです。はっきりしてるわけですから。低い所にみな集まりますから。この3つだけは早いところ水抜いてほしいんです。バリア井戸は別にしてね。いつまでも放置はできないんでね。できますよ。

住民：やってください。

住民：緊急の緊急で。

管理監：あのね、　　さん。お金をかければいくらでもできるんですよ、それは。いくらでもできるんですよ。ただ、今の緊急対策工事はあくまでも恒久対策工の前倒しを緊急避難的にやっているんですよ。あの焼却炉を壊す、特管物を除去するということを緊急避難的にやっているんですよ。我々としては早く恒久対策工に入り完成したいと、これが問題解決の1番の道だと。これが安心してあそこで生活していただける方策だと、こう思っているんですよ。だからそういう方向に向かって一步でも前に進んでいただきたいというふうをお願いしているわけでございます。県の基本的なスタンスは住民の皆さまの合意と納得が進めると、こういうことなんです。だからそういうことをご理解いただいて何とか一步前に進んでいただきたい。最後に部長からこういう言葉があるのを言ってしまったけど、そういうことをご理解いただきたいと。

室長：ありがとうございます。非常に遅く...

住民：よろしいですか。県と6自治会、7自治会とが話し合いのテーブルについているわけですが、処分場の問題はですね、先程からもお話に出ていますように地下水の問題。6自治会だけで責任が持てる問題ではないと私は思います。それで市の方へも申し上げたいのですけれども、滋賀県、京阪神の問題ですよ。ところが、少なくとも栗東市民にきちっとした説明責任を果たしていただきたい、これを私は申し上げたい。どうでしょうか。

部長：どういう形が良いのかあれですが、やはり何らかの、状況がこうなっていると、そういうことはやっぱりきっちりご説明をした方がいいだろうと私らも思っています。それは市とも十分ご相談させていただいてですね、うちで単独というわけにもいきませんので、そこらへんはさせていただきたいと思います。

住民：ちょっと待ってくださいね、指名しますので。

住民：いいですか。2の0番の特管物の廃棄物等についてちょっと確認を一つだけさせてください。除去すべき対象となる有害物の1番にですね、「特管物相当の有害廃棄物等」という提案に対して「除去すべき対象とします」というふうにお答えいただいていますね。それで従来ですね、除去すべき対象の特管物については汚泥と焼却灰とドラム缶とするという限定が付いてあったんですが、これはもうなくなったと考えていいですね。ちょっと確認です。

室長：1月23日に提示させていただいた中に、汚泥・焼却灰・ドラム缶という文字がありましたけれども、あれはイメージを持っていただくために挙げていたものでありまして、特管物は、その3つの状態のものと、そんなことを意図したものではありませんので。

住民：というご説明のようですから、要は特管物として定められている全項目について除去すべき対象とすると、そういうことでよろしいですね。

住民：まだ発言していない方、ちょっと聞いてもらえませんか？発言していない方を。

住民：それからちょっと関連したことで、質問でも何でもありませんけど、これお願いなんですけど、従来、ずっと県の対応が出されてからお話をしているんですが、だいたい有害物をほんとうにどれくらい取ってくれるんだらうかというのが住民の率直な懸念なんです。今月の11日の参議院議員の委員会の内容も皆さん聞いていただいたと思いますので、敢えて申しませんけれども、我々の思いが率直に代弁されている部分もかなりあったというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。毎回ですね、この調査方法の細かいことについてなかなかピタッとお互いが一致した結論が結び付かないんですけどね、基本的に有害物をのけるという考え方、基本的な考え方が県と住民との間でかなり違いがあるというふうに思っています。で、住民は以前から一貫して有害物をのけてくださいというお願いをしまっていました。ところが県は対策委員会後にいわゆる原位置囲い込みをご提案されました。これは反対した。この経過はみなさんご承知のとおりです。ところが現段階でもやはり原位置囲い込みを恒久対策とするという基本的な考え方がずっと県に残っているんですね。それが証拠にですよ、有害物の、今回の回答を見てもですよ、早期安定化への寄与という観点から取るということが何回も出てくるんです。早期安定化というのは囲い込みの早期安定化でしょう？だからこの1月23日に環境省の助言を受けて県の対応というのが発表された段階で、当時の環境部長、当時のですよ、当時の環境部長さんに何回も念を押しました。できるだけ有害物を取ると書かれている、これが主体なんです。で、取り残した、どうしても取り残しが何かしら出る、それは何らかの原位置浄化なり、何らかの方法で対処しなければいけない、これはわかるんですが、あくまで主体は有害物を撤去すると、実質的にのけるということですね。そういうことを何回も私確認しました。そのとおりですというふうにお答えになった。しかし、毎回見ても、安定化を早くするために少しでも有害物を取るぞと、我々と取る目的が違うんですよ。ここのところでなかなか話が合わないのは当たり前だと。調査方法にしても分析方法にしても本当に実質的に効果のある有害物を取っていただけのだったらもっと違う、我々が言ってること以上にもっと踏み込んだ態度をされた調査方法な

り分析方法なり。結局疑わしいものはやっぱり取らなきゃいけないんです。参議院のこの質問の中でも、元関係者の証言なり供述から本当にひどいものがドカドカ埋められている、そういう状況からこれを取ってくれというのは住民の最低限の要求だと言われています。そのとおりじゃないですか。だから31万㎡相当の有害物をのけてくれと、これは一つの提案でございますけど、本当にそういう気持ちなのか、いったいどれくらい取ってくれるのか、こういうふうに今まで県が説明された調査方法なり分析方法で本当に我々が望んでいるだけのしっかりとした有害物の除去を実現するのかどうか、ここのところですよ。そういうことを踏まえて。もうおそらく、考え方に大きな違いがあるんです。ここのところを踏まえて充分対応をしていただきたい、そうすればすぐに片づくんですよ。

傍聴者：すみません。発言させてください。飲み水に関しては...

住民：ちょっとすみません。今の、もう一回ごめん、今の返事をしたいということで、返事を聞いてからお願いします。

管理監：今、　　さん、ご指摘いただきました早期安定化というのは封じ込めが頭にあるんじゃないかということでございます。言葉に出し切れないということで反省する部分がありますけれども、　　さんにずっとおっしゃっていただいたことに対して私は何ら反論する言葉を持ちません。まったく思いは一致するなど、こう思っております。有害物を見つけ、できるだけ除去すると、こういうことで、全容を把握した上ですると、2つございましたですね、その思いは変わらないということだけ申し上げたいと思います。

住民：そういう思いで、この対応をきちっと、実質的に効果がある有害物除去ができるようにぜひお願いいただきたい。

傍聴者：　　さんのご意見と一緒になんですけど、ただ、私たち飲み水を利用している者は本当に心配してやってきました。それから、周辺自治会だけではなくて、飲み水飲んでる者はすべてそのことに非常に関心を持っております。この方法についてずっとお聞きしまして心配なのは、ほとんど全量撤去に近いことをしていただけるんじゃないかというふうにずっと思ってきました。だけれども全部すぐにするのは無理だったら、県として何が一番優先してのけなきゃいけないのかと、どういう方法でそれを探せるのかということが見えてこないんですね。で、私は溶出試験というのには非常にからくりがあって、意識的ではなくても、これは私たちが一番有害視しているドラム缶の内容物、油の、廃油が入った、その中の溶け込んだ工場廃液なり、一番高いも

の、こういうものが本当に溶出試験に出てくるだろうかという。市道側で105個のドラム缶出てきました。朽ちた中から全部ぶちまけられて油でドロドロの汚染土がまだ埋まったままです。これは措置命令が18年に出まして、のけよということでRDに措置命令がされてます。だけどのけよでそのままになっています。なぜのけよという判断をしたかという県の見解も出ています。ほうっておけば県の地下水汚染になると、支障のおそれが出ると。結局飲み水への汚染ですね。そういうことを県は言っているんです。だから今の段階でどうやって証言者が証言してきているドラム缶なり、それがもし少し移動していたとしても、それをどうやって見つけるのかというときに、ボーリングをしていくと。これは一つの方法だと思っているんですが、そのコアを溶出試験でした場合に抜け道になっていく可能性がある。それは西側で105本出てきた汚染の土壌のボーリングしたときに溶出試験には出ていないんです、これは。だからボーリングであそこに埋まっているということは、見つかったんじゃないくて、証言があったからどうしても掘れという住民の要求が強くてようやく掘り出したんです。だから、ボーリングをして、溶出試験をしてということが唯一の方法というふうに拡大解釈していくと、抜け道になっていくんじゃないかと思っているんです。だから逆に何を出さなきゃいけないのかと、急いで、その場合にはやっぱり特管物という非常に危険なものをドラム缶に詰めて何千本も埋めたという証言を県が把握しておられるんです。私たちに言われただけじゃなくて。そのことを最大に重視してそれを見つけるにはどうすればいいのかと。私たちはボーリングをしたときの、埋め立て状況のツケって聞いてますが、専門家からは。そういう埋め立て状況の中に油臭とか、それから異常な臭いとかいうふうなものを確認した場合には、その周辺に埋められているんじゃないかということの一つの指標として、溶出試験でもし基準を超えてなくても、そういうことも含めてできるだけ早くこの油分とかドラム缶の内容物を出すということをきちっと骨子に掲げないと。そのことをまず一つ。桑名でもいつまでも油が残っていたためにいくら水処理しても綺麗にならないので、結局は国の補助をもらってドラム缶の内容物を掘り出しているんですよ。そのことが今提案しているなかで最短距離でいけるのかということに心配があります。もう一つは焼却灰なんですけれども、これについては私たちは非常に難しいだろうと思っていますが、各地でいろんな方法でドラム缶の内容物とか焼却灰とかを出された経験がありますので、そういう実績を集められて、県としては本当に専門的に、こういう方法で見つけていますよと、桑名なんかでも3,000本もドラム缶を出しているんですよ。だからどういう方法だったらできるのかというふうな可能性についてもきちっと提案をされれば、住民のほうも闇雲に反対してるのではないんですから、どうしたら一日も早く安全な飲み水のおそれがない生活をできるかという思いはみんな一緒なんです。そのことをぜひお願いしたくて発言しました。(拍手)地下水に**が流れないとかこんなものは県の対策委員会でも議論済みなんです。そのことをきちっと今まで散々一億も使ってや

ってきた、そういう流れを検証して引き継いでいただきたいと思うんです。よろしく
お願いします。

室長：それぞれの項目を説明させていただきまして、なかなかちょっとずつ、わかつた
ということで進んでおりませんのであれですけれども、県の回答をすべて、回答さ
せていただきました。非常に遅くまでお疲れのところ意見交換いただきましてありが
とうございました。話し合いをこのあたりで終了させていただきたいと思います。話
し合いの締めにあたりまして部長よりご挨拶申し上げます。

部長：すみません皆さん、大変長時間にわたりまして熱心にご協力いただきまして本
当にありがとうございます。話し合いがかみ合わない点もあったかと思いますが、た
だ、私も冒頭申し上げさせていただいたように、皆さんも私どもも、一日も早く調査
を進め、また対策工も進めて、安心できるような住環境にしていこうと、これはもう
共通の思いであろうと思いますので、とにかく一日も早く、私どもも調査にかからせ
ていただきたいと、もうその一心でございます。もちろん、対策工につきましては、
まだどういうやり方でするというのが決まっているわけでもありませんので、これか
ら皆様方とおおいに話し合いもさせていただきながら、最善の方法を探っていきたい、
そんな思いでございます。どうかよろしくお願い致します。本当に今日はありがとう
ございました。

室長：これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上